

平成19年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成19年3月12日(月)

議事日程(第4号)

平成19年3月12日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	11番	茅根 猛 君
12番	菊池 伸也 君	13番	関 英喜 君
14番	片野 宗隆 君	15番	平山 伝 君
16番	山口 恒男 君	17番	川又 照雄 君
18番	後藤 守 君	19番	黒沢 義久 君
20番	小林 英機 君	21番	沢 畠 亮 君
22番	立原 正一 君	25番	生田目 久夫 君
26番	宇野 隆子 君		

欠席議員

10番 高星 勝幸 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	助 役	梅原 勤 君
教育長	小林 啓徳 君	市長公室長	川又 善行 君
総務部長	柴田 稔 君	市民生活部長	綿引 優 君
保健福祉部長	増子 修 君	産業部長	小林 平 君
建設部長	川又 和彦 君	金砂郷支所長	菊池 勝美 君
水府支所長	根本 洋治 君	里美支所長	大森 茂樹 君

水道部長	西野 勲 君	消防長	篠原 麻男 君
教育次長	岡部 恒雄 君	秘書課長	山崎 修一 君
総務課長	大和田 隆 君	参事兼出納室長	大谷 利行 君
監査委員	檜山 直弘 君		

#### 事務局職員出席者

事務局長	椎名 義夫	副参事	佐川 尚樹
次長兼庶務係長	吉成 賢一	議事係長	岡田 和也

午前10時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は25名であります。

便宜欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承を願います。10番高星勝幸君、以上1名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

#### 日程第1 一般質問

議長（高木将君） 日程第1，一般質問を行います。

3月9日に引き続き、通告順に発言を許します。

3番鈴木二郎君の発言を許します。

〔3番 鈴木二郎君登壇〕

3番（鈴木二郎君） 3番鈴木二郎でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従いまして質問を申し上げます。

まず最初に、職員の定数管理適正化についてでございます。

常陸太田市第5次総合計画に基づき、財政改革を図るべく徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の見直しによる抑制と重点化を進める具体的施策としまして、職員給与の適正化、そして職員の定数管理を鋭意推進されておるところでございます。給与の適正化につきましては、平成18年4月から市長を初め特別職の給与を5%削減するとともに、一般職におかれましても減額し、全体として平均で4.8%引き下げて1億円の人件費の削減をされておるところでございます。

一方、職員の定数管理適正化につきましては、平成17年度を起点としまして5年間すなわち平成22年度で10.7%の削減目標に取り組んでいるところであります。この適正化に対する国

の地方行政指針としましては、地方公共団体に対しまして、5年間で4.6%以上の職員削減を求めています。当市ではこの国の指針を大幅に上回る削減に向けて、定員管理の適正化に取り組んでおられ、その取り組みにつきましては敬意を表するものでございます。

しかしながらこの定数管理適正化につきましても、大幅に目標を達成し削減したからと言いましても、もともとの職員数が多い状況にあるものを削減しても真の改革なり適正化にはならないように考えられます。そしてまた、市民の皆さんからもまだまだ職員の余裕があるように思えるとの声も聞かれます。やはり行政の真の効率化を目指して考えていくなれば、相対的な評価のもとに、適正な定員数は何人か、これを検討し分析していくことが非常に重要と考えられます。

その相対的な評価の1つとしまして、一般行政部門の職員数と市民数の割合で見てみることも適正化の尺度と考えられます。すなわち職員1人当たり何人の市民をサポートしているか、この数値でございますが、この数値につきまして私なりに評価をしてみました。そうしますと、これは行政職と市民数の比率でございます。1人当たりの市民数は常陸太田市141人、那珂市190人、日立市が222人、常陸大宮市これが125人、県の平均これは32市でございますが、180人となっておりますということで、県平均に比べてもやや低い状況にあるということでございます。この職員1人当たりのサポート状況につきまして、その詳細について第1点目はお伺いしたいと考えております。

2点目の質問でございますが、ごみ削減対策の推進についてでございます。

ごみをなくすことは環境を守り、地球温暖化防止を図る上においても、さらにはごみ処理にかかわる財政負担、これも平成17年度の処理費用実績で12億7,300万、これは市民1人当たり換算しますと、年間処理経費2万1,294円を要している状況でございます。これらにつきましても大幅削減が必要とされているところでございます。

これらの処理費用の削減を図るためには、資源循環型の地域形成に向けた取り組みを進めていくことが非常に重要でございます。このごみの減量化に対応するためにはまず、ごみの量そのものを減らすリデュースですね。そして1度使ったものをもう1度使うリユース。さらには、ごみを原料として再生し利用する資源再生すなわちリサイクル。これを市民みんなで考え、取り組むことが大変重要であり、これこそ市民と協力し協働で取り組むべきものと考えております。

一方ごみ処理における現状を見てみますと、9種類の分別が徹底されていないため、分別や資源化、リサイクル、リユースができない。あるいはまた機械設備の寿命を縮めてしまうという問題が出ているとのことでございます。このため作業の効率の低下や、機械の保守メンテナンスさらには分別の費用がかさむというような状況にあるということでございます。このごみを減らすためのリデュース、リサイクル、リユースこれらの実態とごみ処理費用の現状と具体的な対応策についてお伺いをいたします。

さらにはこの4月から機構改革によりまして、ごみ減量推進係を新設して取り組むという方針もございますが、具体的な活動内容について、あわせてお伺いをいたします。

3つ目の質問でございますが、学校評議員制度についてお伺いいたします。

平成12年度から実施されております学校評議員制度は、学校と地域との連携のパイプ役とし

てその役割は非常に重要であると考えております。さらには学校に対する住民、保護者の関心や意識の高揚を図る上で、そして地域に開かれた学校づくりからも大変有効なものと考えられます。その具体的な運用状況、効果、課題等の現状について次の3点をお伺いいたします。

まず第1点目、具体的な運用方法はどのように行っているのか、また運用上の問題点、課題等はあるのか。

2つ目といたしまして、学校評議員制度はどのような点において効果があり、また具体的な内容は何か。さらにはいじめや登校拒否等の問題に対する状況はどうなっているかということをお伺いいたします。

3つ目としまして、学校では評議員からどの程度の件数の要望があって、それらが学校運営にどのように生かしているか、この3つの質問をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終了いたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 職員の定員管理適正化についてご答弁を申し上げます。

本市の平成18年4月1日現在の職員数は749人、そのうち教育、消防、公営企業等の会計部門これを除きまして、一般行政部門の職員数が439人となっております。この一般行政部門職員の1人当たり人口、先ほど議員ご提言ありました。この人数は141人ということで、他市に比べまして職員1人に対する市民の割合、これは少ない状況に現在あるという点は事実でございます。この第1点目としまして大きな要因でございますが、単独処理業務これが多いことにあります。他市におきましては、ごみやし尿のこういう収集業務、現業業務、これが一部事務組合こういう広域の中で実施をしていることが多い市がございます。これらの職員に市民1人当たりを割る場合には、この職員数が分母になるわけでございます。本市では合併時にこれらの一部事務組合についても一般行政部門のほうに入ってきてございます。おのずからそういう職員数の分母が大きくなっているという点が1つございます。

次が2点目としまして、市町村合併により1町2村を編入したというような経過がございます。この中で合併時の職員がすべて編入の常陸太田市の職員となるということになって、職員数の増加という部分が考えられております。もとより地方公共団体につきましては、住民に対して福祉、教育、産業、土木等あらゆる部門において一定の行政サービスを提供する責務があるわけでございますが、現実としまして小さな団体、市町村ほど人口に比べまして多数の職員が必要であるという、本市においても合併により3町村を編入したことから職員数が先ほど申しましたように増加していると。具体的に内容を申し上げますと、合併時におきまして旧常陸太田市は一般行政部門職員1人当たりの人口が176人ございました。これに対しまして旧金砂郷地区、同じように155人、旧水府村でございますが92人、旧里美村につきましては70人ということで、旧3町村の職員1人当たりに対する人口は大変少ない状況にあったというのが、合併をしまして大きな要因になっているということでございます。

このような事例につきましては、先ほど議員ご提言ありましたように、他市においてもこうい

う状況は多く見られます。ちなみにかすみがうら市は2町が合併をしまして、一般行政部門1人当たりの人口が129人、市になりましても129人となっております。先ほど触れられましたお隣の常陸大宮市これは2町3村が合併したわけですが、同じく130人。行方市は3町の合併でございましたが135人と本市よりも少ない数字となっている現状がございます。また本市の面積は水戸や日立、こういう都市部に比べまして、1.6から1.7倍という、こういう倍の面積に当たりまして実際に372.01平方キロメートルということで県内1番広い面積になったわけでございます。

こういう中で、都市部に比べまして行政効率が非常に悪いということも1つの原因になってございます。しかしながら、厳しい財政状況の中で効率的な行政運営を行うためには、財源の確保とあわせて、経常経費の削減も不可欠と考えております。このために定員管理適正化計画におきまして、先ほど提言ありました平成17年度を起点としました5年間で国を大幅に上回る10.7%81人の削減目標というのを立てたわけでございます。これらにつきましては引き続き定員管理の適正に努めながら、行政サービスを低下させない範囲の中で、引き続きこの適正化については検討をしていくという所存で考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） ごみ削減対策の推進についてお答えいたします。

最初にごみ処理の現状についてであります。平成17年度のごみの搬入量は1万7,896トンであります。処理に要した費用は人件費、公債費を含めると12億7,300万円となっております。市民1人当たりに換算しますと、約2万1,000円となります。なお、ごみ搬入量のうち再資源化物として売却及び処分した量は2,061トンでございます。また、資源化物の内容ですが、リユース部門ではリターナブル瓶が78トン、リサイクル部門ではペットボトル、発泡トレイ、新聞、雑誌、缶類などを27種類に分別してありまして、合計1,983トンありました。

次にごみ分別の実態と対策について申し上げます。清掃センターでは年2回可燃物袋の中身をチェックしていますが、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボールなどあらゆるものが混入して再資源化が図れないばかりか、焼却炉内のコンベア等の故障、磨耗につながり、機械の寿命を縮める原因にもなっております。さらに不燃物の収集では、ビン類、缶類が洗浄されないままごみ袋に入っており、これも資源化できず埋め立て処分にされております。これらの資源ごみの分別を徹底的に分別するには、市民1人1人の協力がなければ実現できないものと考えております。このため平成19年度より、生活環境課内にごみ減量化推進係を新設いたしまして、ごみ減量化対策などを総合的に企画、立案し、今よりさらに実践活動ができる体制にしたいと考えています。

また環境学習や啓発活動の一環として、特にごみの不法投棄回収や分別収集作業は、自分で体験してみないと実感できない面があり、小中学生に対する実践活動あるいは地区市民を対象とした地区説明会等の出前講座を開催し、ごみ減量化に対する啓発活動を積極的に行ってまいります。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 学校評議員制度の現状についてのご質問にお答えをいたします。

学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域と連携協力して一体となって子供の健やかな成長を図っていくために、より一層地域に開かれた学校づくりを推進していくことが必要でございます。このため保護者や地域住民等の意向を把握、反映し、その協力を得るとともに学校運営の状況を周知するなど、学校としての説明責任を果たす観点から本市におきましても、学校評議員会を平成14年度よりすべての小中学校で、また幼稚園におきましては平成17年度より設置しているところでございます。

学校評議員の数は5名程度、年に2、3回の会議を開催し運営をしております。学校評議員会では学校評議員の方々に対しまして、年度初めに学校の教育目標や計画、あるいは教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方などといった学校運営の基本方針あるいは重要な活動に関しまして、説明責任を果たしております。

また中間期、年度末におきましては教職員による自己評価と保護者等からの外部評価の結果と改善点を説明しており、あわせて評議員の方々からも客観的立場での学校評価をいただいております。学校運営の改善や特色ある学校づくり、開かれた学校づくり、さらには地域との協力的な信頼関係づくりに役立っております。

今年度課題となっておりますいじめの問題につきましても、すべての学校が実態や対応を説明し、意見を聞いておるところでございます。

学校評議員制度は、校長の学校運営に関する権限と責任を前提として必要と認める場合に、意見を求める制度でありまして、校長は学校評議員の意見を参考としつつ、みずからの権限と責任において判断し、決定を下すものであります。校長が意見を求めた内容やその後の懇談におきましては、先ほどのいじめの問題あるいは学力向上の問題、心の教育の充実、しつけなど家庭教育の充実、不審者対策と安全面、給食費未納者の問題など多岐にわたっており、地域における子供たちの情報も含め、それぞれ貴重なご意見をいただいております。今後も教育の質の向上、学校運営の改善、信頼される開かれた学校づくり等をめざしまして、この学校評議員制度を有効に活用していきたいと考えております。

議長（高木将君） 3番鈴木二郎君。

〔3番 鈴木二郎君登壇〕

3番（鈴木二郎君） 2回目の質問をいたします。ただいまはご丁寧なご回答ありがとうございます。

第1点目の適正人員の管理でございますが、確かに先ほどおっしゃっておられましたように、合併の問題あるいは面積の問題そういうものがありまして、一概に比較はできないというような状況でございますが、やはり効率向上を図っていただいて、1つの指標としてこういうものも考えて対応していただければと考えております。

さらには、1つの定員管理の指標として考えられますのは、全体の財政支出全般に占める人件

費，相対的な人件費の比率こういうものも1つの尺度になるんじゃないかなと，私なりに考えております。こういうふうな問題に対しまして，財政支出全般に対する人件費率こういうものについて1つの指標と考えられますが，もし分析されて評価されてあるものがございましたら，お伺いしたいと考えます。

次に，ごみ削減対策でございますが，ごみを削減するためには何といたしても市民1人1人の認識と意識の高揚がモラルアップですね，これが非常に大事になってくると思っております。

このために先ほどお話がありましたように，出前講座や地区別説明会により取り組んでいくということでございますが，大切なことは行政から市民へお願いして，意識を変えていくということではなくて，市民からの盛り上がり，すなわちトップダウンでなくボトムアップにより，意識を変えていくことが極めて重要ではないかなと考えております。市民1人1人が自覚を持って，そういう分別とか，きちっと決められたごみの対応を図っていくということが大事じゃないかと思えます。

そこで，1つ目の質問としまして，このような観点から考えますと，現在県全体で進めておられます，大好きいばらき県民会議がございます。この推進の中で，エコライフ運動，ごみ減量化運動というようなものが展開されておりますけれども，これとの連携，導入によってそして市民運動として制度化し，推進してはどうかと思っておりますが，これに対する考えをお伺いいたします。

それから2点目としましては，家庭から出る生ごみを減らして資源化するという施策として，家庭から出る生ごみを堆肥化するコンポストですね。これは市販品で購入できるわけなんです，これらに対する購入推進補助，これについては常陸太田はどうなっているかお伺いをいたします。

さらに3点目としまして，今買い物袋のエコバッグ，これを全国的に展開して適用しておりますが，これの採用状況についてもあわせてお伺いをいたしたいと考えます。

それから3点目の先ほどの学校評議員制度につきましては，大変よく理解できました。お願いをしまして，この学校評議員制度については質問を終わりたいと思えます。やはり地域に開かれた学校づくりに対し，学校と地域の連携，パイプ役として非常に重要な役割を果たしているということが，よく理解できましたので，今後もさらなる充実，定着を図って推進していただきたいということをお願いを申し上げ，2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 2回目のご質問にご答弁申し上げます。

職員の定員管理適正化の中で，1つの指標としましての職員の人件費の関係でございます。参考まででございますが，平成19年度の当初予算の中でどのくらい削減されているかというのを申し上げますと，一般会計の一般職員では給与全体で1億5,501万7,000円という職員の人件費の削減が上げてございます。ちなみに市全体の人件費ではどのくらい削減になっているかと平成19年度，これにつきましては4億7,034万8,000円という大きな減になってございます。特にこの中では議員さん関係の報酬と，これも2億5,000万というような大きな削減とい

うことになってございますので、全体では4億7,000万、そのうち職員の、これは一般会計に限った人件費につきましては1億5,500万円、特別会計全体含めると1億9,800万というようなこういう人件費関係の削減の数字になってございます。

以上です。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 2回目のご質問の3点についてお答えをいたします。

まず、エコライフ運動の中で大好きいばらき県民会議と市民に対しての行政サポートについてでございますが、市民と協働の生活環境づくりを推進していく上で、根幹となるネットワーク、県民運動地域推進員の活躍が不可欠であり、市担当部局との連携を強化するためネットワーク同士の交流と情報交換の場となる連絡協議会を設立し、打ち合わせの機会を多く設けるほか、メンバーの立場や活動状況を理解し、相互に乗り入れをしながら活動の輪を広げていくことに努めてまいります。

次に、生ごみ処理機の補助制度についてでございますが、常陸太田地区の生ごみ処理容器設置に対する補助制度は平成4年度より始め、さらに平成11年度からは電気式処理機器にも補助を拡大しております。合併後は全地区において補助制度を統一し、お知らせ版等で周知を図っております。平成17年度の実績は生ごみ処理機43機、電気式処理機器38器に補助をしており、今年度も同程度の補助を見込んでおります。生ごみも貴重な資源と考え、さらに補助事業を推進してまいります。

次に、エコバッグ運動の現状についてでございますが、最近、新聞・テレビ等で取り上げられるようになりました、スーパーマーケット等の小売店において無料配布されているレジ袋は、家庭から出るプラスチック製ごみの約1割を占めており、マイバッグ運動を推進することでごみの減量化、二酸化炭素の排出削減等が図られ、地球温暖化防止策にも大きな効果が期待されるものでございます。当市の街をきれいにする運動推進協議会の事業として、まず常陸太田地区を対象にエコバッグを配布し、啓発に努めたところでございます。さらに平成19年度には、金砂郷地区、水府地区、里美地区にも同様に配布し、全市内の各世帯に行きわたる予定であります。今後は消費者、事業者、行政が協働の中でマイバッグ推進運動に取り組む必要があるものと考えており、マイバッグ推進員等を募って、市内の店舗に協力を呼びかけ、現在二、三の店舗で実施されているポイントカードを多数の店舗にご協力をいただいたり、あるいは優良事例地区のご指導を仰ぎながらレジ袋削減に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 3番鈴木二郎君。

〔3番 鈴木二郎君登壇〕

3番（鈴木二郎君） 2回目の質問に対しまして、丁寧なご回答をいただきありがとうございます。最後に私からのお願いを申し上げ、私の質問を終了させていただきます。

定員管理適正化につきましては、国の基準をクリアするという目標はさることながら、職員1

人が市民を何人サポートするのが適正かといろいろそのほかにもいろいろな評価尺度によりまして、客観的に評価していただき、定数管理の適正化を進めていただけたらと考えております。そして、さらには1人1人の能力、資質の向上を図っていただき、少数精鋭による業務の遂行と市民サービスの向上を図っていただければと考えております。

それから、ごみの減量化の対策につきましては、市民との協働により市民運動として取り組むことがぜひとも必要と考えます。先ほどのご回答の中にもエコバッグ、これが常陸太田は配布してございますけれども、里美、金砂郷地区こちらにつきましても早目に配布を図っていただき、市民全体で図っていくということでよろしくをお願いをしたいと考えております。以上をもちまして、私の質問を終了させていただきます。

議長（高木将君） 次、11番茅根猛君の発言を許します。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 11番の茅根猛でございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

昨今、毎日のように財政再建団体となった夕張市の状況が報道されております。ちまたでは当市では大丈夫かとの声も聞かれる状況にありますが、そのような状況をつくり出さないためにも今日段階から行政と議会が知恵を出し合いながら、施策展開を図っていくことが極めて重要であろうと考えます。特に三位一体改革の税源移譲などにより、大変厳しい財政運営になりますが、行政として地方債いわゆる借金を返済しつつ新総合計画を踏まえ、経費の節減と限られた財源を将来を見通し、有効に活用することを基本に、行政力改革に徹底して取り組むとの考えであることから、議会としても議員の皆さんとともに、市へのチェック機能を果たしつつ、将来を見据えた対応と提言をしていく考え方に立っているのは私ばかりではないと確信をしているものであります。そういう意味から、市民の皆さんにはそれを注視していただくお気持ちと、一方で監視と提言をお願いしたいと思うところであります。それらを踏まえつつ質問に入らせていただきます。

まず、税収の確保についてであります。今回は特に、滞納対策に視点を当てて質問をさせていただきます。平成19年度の当初予算は、一般会計で前年度比の1.5%減の約234億円であり、緊縮型予算となる中で、多種多様な市民の要望に十分答えられない状況となっております。さらに国の三位一体の改革は、その税源移譲に伴い、今後は各市町村に配分される交付税は、移譲額をすべて徴収したとみなして算定されているため、市独自で十分な税収を確保できなければ、交付税削減の影響でさらに財源不足に陥る懸念もあります。ましてや、当市は地方税収に対する人件費支出の比率が約12.2%と、自前の税収だけでは職員の給料も賄えないなど年々厳しい財政運営を強いられ、まちづくりの活性化策にも影を落とすことになると考えます。

このような中、1つの光明は関係職員の努力により市民税の徴収率が県内1となっていることであり、敬意を表したいと考えます。しかしながら、今日時点市税の滞納状況は約6億円となっており、税の公平、公正な負担の実現には程遠いものとなっております。課題としてとらえざるを得ないのが現状であろうと考えます。三位一体改革の税源移譲措置がなされる中、今後は特に常習滞納者、高額滞納者、市営住宅費、給食費、国保等滞納者に対し主幹部門の徴収体制の充実

はもとより全庁的な認識，体制づくりを含めて，より一層の滞納整理が義務付けられたと認識しているものでありますが，これらに対する所見についてお伺いをいたします。あわせて，各種の滞納整理についての今後の取り組みなど，次の諸点について明らかに願いたいと存じます。

1つとして，徴収体制の充実について滞納整理特別体制，あるいは全庁的な取り組みの考え方についてであります。2つ目，高額滞納者及び常習滞納者の現状と，具体的対策についてであります。3つ目，市営住宅費の滞納状況と具体的対策について。4つ目，給食費の滞納状況と具体的対策について。5つ目，国保の健全化のための滞納対策の一環であります資格証明書あるいは短期の関連ですね，こういったところの交付状況 いわゆる交付予告と申しますが とその効果及び問題点について。6つとして，これらの滞納整理にかかわるタイヤロック，コンビニ納付，祝い金の停止についての市当局の見解についてお伺いをいたします。

2つ目としまして，学校施設検討協議会の答申についてであります。本市における小中学校は，児童生徒の減少傾向にあり，学級数の減少とそれに伴う学校の小規模化は，複式学級の増加や中学校における運動部の減少，さらには学校施設の耐震化対策等々教育にさまざまな影響を及ぼしており，これらを改善解消すべく，常陸太田市学校施設検討協議会において平成17年12月7日より10回の会合，視察を経て18年11月16日に答申が教育委員会に提出されたものであります。この間の17名の各委員の方々には敬意を表したいと存じます。さて，その答申結果を踏まえての早急な具体策の確立と具体的実施スケジュールの展望を示すことが必要であると考えます。そこで次の諸点についてご所見を承りたいと存じます。

1つは，答申における小中学校の適正規模，幼稚園のあり方，学校施設の整備についての主な答申概要について明らかに願いたいと思います。2つ目，その答申を踏まえ，教育委員会として整備していくに当たっての，整備の優先順位づけ，年次的計画的な学校施設整備についてどのような献立で取り組むのか，ご所見を伺いたい。3つとして，その小中学校の統合と適正規模実現に伴う学区制の問題，及び通学手段についてのご所見を承りたいと思います。

大きい3番目，自治基本条例の制定についてであります。当市は先般常陸太田市新総合計画を策定し，平成19年度を初年度とし5年間の基本計画を定め，総合的体系的にその実現のために必要な施策の展開を図っていくこととしております。その中のまちづくりの基本姿勢として，市民と行政との信頼の確立を踏まえて，市民力改革，行政力改革に積極的に取り組むことを重要課題としております。これらを推進するに当たって，今後の地方自治体の自主財源の確保を含めた自主自立，決定を前提にした場合，だれがどのような役割を担い，どのような方法で決めていくかを定める条例中の条例と言われるいわゆる自治体の憲法を策定し，地域の課題は地域で解決していくことを原則に自治の主役である市民の権利と義務，市民の信託を受けた市長と行政職員並びに市民の責務や役割などを明確化し，住民自治の理念と仕組みを定める必要があると考えます。既に全国では90を超える自治体が制定しており，県内においても小美玉市が本年4月の制定を予定しているところであり，今後もさらにこの動きが加速するものと考えます。当市においても市民参加，協働の推進あるいは情報共有，情報公開の上に立った行政力，市民力を高める立場からも，自治基本条例制定に向けた取り組みを進めるべきと考えますが，ご所見をお伺いいたしま

す。

4つ目、介護予防のための体操教室の普及についてであります。高齢化の進展に伴い、医療費の質、量の増加等によりその医療費が年々増加傾向にあり、今後ますますこの傾向は続くものと想定されます。したがって今後は病気疾患の減少と医療費の減少を念頭に徹底した予防対策、すなわち病気にならない施策、病気になっても軽度で済むとの施策展開が急務であろうと考えます。そこで、要介護者や医療給付費の抑制を図るため平成18年4月から筋力トレーニングなどの介護予防の導入がされたところであります。当市においても、いきいきヘルス体操講演・講習会の開催等々、拠点的対応を行っていることについては承知をしておりますが、疾病の予防や健康の保持、増進は日常ふだんからの取り組みが極めて大事であると考えます。今後はこれらを市内全域において日常的活動を図るための、シルバーリハビリ体操指導士の養成拡大を行い、拠点的配置活動を前提に取り組んでいくべきと考えますが、ご所見を承ります。

大きい5つ目です。市民活動災害補償制度の導入についてであります。現在市民によるボランティア活動は、地域子ども安全ボランティア、自警団等々を初めとする各種の多くの団体が、社会・行政活動に貢献するボランティアとして、無償の活動を行っていただいております。今後さらに市民との協働により、市民、団体との活動は増加していくものと考えられます。したがってそのコミュニティの発展、充実を図る観点から、市民活動や市民ボランティア活動中の事故、けがなどに対応できる、市民活動災害補償制度を導入し、市民団体の負担軽減を図るべきと考えます。現在は、市民活動それぞれ、行政の担当部門が異なるため必ずしも全体の活動内容が十分把握できていない状況にあり、万一の場合の災害保険の加入、未加入の有無、重複加入の問題など、整備すべき状況にあると考えます。今後新たに組織として設置される市民協働推進課において、一元的にその基盤整備を図り、市民活動災害補償制度の整備も図るべきと考えますが、ご所見を承ります。

大きい6番目。頑張る地方応援プログラムへの対応についてであります。本件については3月9日の同僚議員の一般質問と同様の趣旨でありまして、先日その取り組み姿勢が示されました。私自身も一定の理解をしておりますので、質問そのものは省略をしたいと思います。当市においても新総合計画に基づく、人と地域の元気づくり、ストップ少子化若者定住等の戦略を踏まえ、積極的なプロジェクトによる策定を前提に、4月から5月の第一次応募を行い、結果3年で約9,000万円の支援策の実現をお願いしたいところであります。なお幸いにも、当地出身の国会議員もおられますので、ご指導ご支援をいただきつつ実現に向けて進められるよう重ねて要望しておきたいと存じます。以上で1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 茅根議員の一般質問の中で、1点目の税収確保について、その中で特に総務部関係について順次ご答弁を申し上げます。

徴収体制の充実について、滞納整理特別体制あるいは全庁的な取り組みの考え方という1点目でございます。特に徴収体制の充実でございますが、合併後の新たなまちづくりを展開するため

に、自主財源である税の確保、これが最重要課題として認識をし、徴収体制の強化を現在図ってきたところでございます。具体的には、本庁の中の契約管財課の職員と税収そのものは税務課が担当でございますが、税務課の職員を日常的に協力を得まして2人1組の6班体制、日常業務の中でさらにこの体制を確立しまして、年間スケジュールを作成し、目的意識を持ったきめ細かい滞納整理を行うということで、取り組んでまいりました。その中で4つの柱を立てたということで、平成17年度のみ滞納者を対象にして、滞納額をどんどん後にふやさないということで、取り組んだと。さらに平成18年度現年度の未納者対策、それと複数年の未納者対策、それと分納不履行者の対策、これらを行ってきたわけでございます。その結果を参考までに申し上げますと、滞納整理に出た職員数、これを18年度どのくらいふやしたかということで参考までに申し上げますと、16年度は年間通じて140人で行ってまいりました。これが17年度に575人とふやしました。さらに18年度732人ということで、これは延べの滞納整理に携わった職員でございますが、行ってきたと。それと、納付の誓約書をとった件数。滞納整理の中で、参考までですが、平成16年度に44件しかとれなかったというのを、平成17年度に124件、18年度に256件の納付誓約をいただいた。さらに現金取り扱い金額で申しますと、平成16年度が1,090万、約でございます。平成17年度が3,410万、平成18年度が6,410万と大幅な滞納整理の成果を上げてまいりました。そういう中で、市の市税と国保の徴収額となりますと、国保関係がやはり大きな滞納も入ってございます。そういう中で参考までの数字ですが、滞納整理で徴収した額ということで、平成16年度8,700万、平成17年度1億1,800万、平成18年度が1億5,100万ということで、それぞれ市税と国保税あわせた滞納整理を行ってきている状況でございます。

さらに18年度におきまして、滞納者の預金の扱い、これにつきまして、差し押さえというのを他市と同じように当市も考えまして、債権機構あたりとも協議をして内容を進めてまいりました。その中で平成18年度に預金の滞納差し押さえ件数ですが、32件、220万程度これらについても現在行って、一定の成果を納めてきているところでございます。

そういう中で平成19年度は議員ご提言ありましたが、三位一体改革が当然実施をされた中で、税源移譲というのが入ってまいります。これらの所得税から個人住民税への税源移譲の年に当たりまして、税率引き上げが6月から実施され、市への移譲額が約5億1,900万になります。さらにこれに県税分を加えますと、13億4,100万という、新たに市民税に賦課し徴収をするということになってまいります。

当市の滞納者の実態でございますが、所得200万以下の滞納者というのが、69.9%、10万以下の滞納者が76.7%を占めております。これらの税源移譲は所得200万以下が対象となってくる部分で、税源移譲による税の確保が緊急課題というふうにさらに認識をし、ことしの1月に税源移譲に対する徴収強化策というのを税務課において作成をし、内部で現在協議を進めているというような中でございます。

内容でございますが、納付誓約者の進行管理や財産調書、差し押さえの強化のための人員増、これを図らなければいけない。それと機動力確保のためにはやはり車が必要になってくる。それ

とさらに税務職員の研修強化ということで、それぞれのこういう強化策を現在検討しております。そういう中で、公用車の見直しを今年も行いまして、既に新たに車を購入するということじゃなくて、現在の公用車の中からこの4月からさらに1台配車をふやして体制を強化しようという方向で現在進めているところでございます。さらに職員の配置などにつきましては、これらの徴収体制を強化し、きめ細かい滞納整理を行う中で、滞納者の生活実態これらを十分把握し、悪質な滞納者に対しては法に基づき差し押さえ等の滞納処分を引き続き行ってまいると考えているところでございます。

次に滞納整理特別体制は全庁的な取り組みの考え方でございます。この間総務部、さらに保健福祉部とそれらの管理職を含めまして、国保と介護保険の職員につきましても年末と年度末に一斉滞納整理を行ってきてございます。ただこの滞納整理につきましても、従前は漠然と行っていたものを、さきに答弁を申しましたように、目標をきちんと設定をし、滞納者をふやさない目標の基本、それと年度末一斉滞納整理は平成17年度のみ滞納者に絞りまして、新たな手法で実施をしたということで行ってまいりました。そういう中で、この内容でございますが、まず4月に第1回目の納付催告を行って、さらにこれを受けまして、5月にそれぞれの一斉に家庭訪問を行った。さらに6月に2回目の納税催告を発送している。そして7月に財産調査開始の通告書をさらに発送して、そして最終的に継続した取り組みとして位置づけを行った結果、年度末一斉滞納整理で収納率69.7%という大きな成果を上げたわけでございます。これからも新たな取り組みを積極的に展開をし、その結果、検証、評価、これらをしまして、その後の全庁的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に高額滞納者及び常習滞納者の現状と具体策についてでございます。まず、市税の滞納状況を市税、県民税を含めまして、過年度分の滞納で申し上げますと、滞納額でございますが1万から5万円、これが滞納者は現在2,082人、金額で1,255万3,070円という数字になってございます。5万円から10万円これが滞納者数で456人、1,670万。10万から50万で699人、1,750万。50万から100万で96人、5,310万。さらに100万以上というのが51人いまして3億9,800万というような数字になってございます。このうち50万以上の高額滞納者につきましては、147人ございまして、4億5,198万9,147円ということで全体の75.5%でございますが、このうちゴルフ場1社で3億5万3,200円という全体の50.1%、これがゴルフ場1社で占めているというような現状になっているわけでございます。これは市民税を除いた市税の高額滞納者過年度分の整理状況でございますが、50万以上の108人4億3,700万に対しまして、現在分納中というのが67人、債権機構移管にしたものが13人、一部納付が2人、破産等による執行停止15人、生活困窮及び不納欠損というのが4人、預金等の財産調査中というのが3人、その他4人ということになっており、市税高額滞納者の96.3%が何らかの形で整理をしている状況になってございます。これからもこの悪質な滞納者につきましては、茨城租税債権機構への移管を含めまして、さらに預金の差し押さえ等これらについても進めながら滞納処分を厳しく行ってまいると考えております。

この中でしかし高額滞納でありましたゴルフ場2社につきましては、過年度分は解消できまし

た。残りのゴルフ場1社で滞納額の先ほど申しました50.1%を占めているという現状がございます。金砂郷町時代に茨城租税債権機構に移管した、移管期間満了ということで12月22日に徴収困難案件として返還され、不動産については差し押さえをしているものの、徴収不能の状態であり大きな課題となっている現状がございます。

次に滞納整理に関わるタイヤロックあるいはコンビニ納付、祝い金の停止についての見解についてご答弁申し上げます。滞納整理に関わるタイヤロック、コンビニ納付、祝い金の停止についての見解でございますが、茨城県におきましては滞納額の多い自動車税について、平成18年度からタイヤロックによる滞納処分を導入し、さらに平成19年度から利便性を考慮し、コンビニ納付を実施しているとなっております。また、福祉関係の祝い金についても滞納世帯に対して支給を停止をしている市町村があるということは聞いております。まず、タイヤロックによる滞納処分でございますが、先ほど申しましたように、当市は所得200万以下が69.9%、10万以下の滞納者が76.7%を占めるという実状がございます。車はそういう中で、ローンで購入をしていると推察いたしますと、滞納者本人の名義になっていない可能性こういうのが高いのではないかと考えております。車を特定する確認作業等を含めまして、ほかにも多くの課題がございますので、当面はこの滞納額の換金性が高く、滞納処分コストの低い生命保険等さらには預金、こういうのにつかまして差し押さえ等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次にコンビニ納付でございますが、市税の納付方法につきましては、現在市、銀行、郵便局、農協等への直接払いと銀行、郵便局、農協への口座振込みによる納入で行っております。平成17年度は市民税98.4%、固定資産税95.3%、軽自動車税97.3%がいずれかの方法で納入をされている状況でございます。このコンビニ納付の利便性につきましては、十分承知をして検討をしておりましたが、納付書をコンビニ対応型にする必要がある、手数料が銀行などは無料だが有料となる、1件60円ぐらい高いと。さらに軽自動車等の低税額に対して高いコストになる等の課題も多いということになりまして、当市としては徴収実績もよい状況にあるため、導入は見送っているところでございます。引き続きこれらにつきましては、利便性も考えまして、検討はしてまいりたいと考えております。

さらに滞納者に対する祝い金支給の停止についてでございますが、市税の納入状況は、先ほどご答弁を申しましたように、常に県内上位にランクされているという現状がございます。市民の税に対する理解が高いと感謝しております。議員ご発言のとおり、県内現在トップという徴収率を当市が守っているところでございます。しかしこの間の税制改正により、老年者の控除、さらに定率減税等が廃止され、国税、地方税合わせまして税負担が高くなってきていること、これらにより新たな滞納者がふえること、これらも考えられます。市としましては徴収体制を強化する中で、税収の確保を図りまして滞納世帯につかまして、福祉関係の祝い金の停止につかましては今のところ停止についての考えはございません。以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 市営住宅使用料の滞納状況と具体的対策についてお答え申し上げます。

す。初めに滞納状況についてでございます。平成19年2月現在の滞納者数は、現年度分及び過年度分の合計で93人、滞納額は2,594万円となっており、平成17年と比較し、9人、260万円余の増加となっております。自宅訪問に当たり、聞き取りを行いますと、その背景といたしましては多くの方が失業や離婚などに伴う収入の減少を訴えているところでございます。

次に具体的対策についてでございます。公営住宅はそもそも住宅に困窮する低額所得者の方に低廉な家賃で提供することを目的としてございますことから、その対応に当たりましては各世帯の経済状況や家族構成などを踏まえながら、納入依頼を行っているところでございます。具体的には毎月未納者に督促状を通知した上で、電話により納入を促す。あるいは夜間一斉滞納整理で自宅を訪問し、徴収してございます。平成18年度の実績につきましては、これまで夜間に延べ36日、約660世帯を訪問し、滞納整理を行ってきたところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 税収の確保についての中での給食費の滞納状況と具体的対策についてまずお答えをいたします。給食費の未納状況につきましては、18年度4月から1月末現在で見ますと、調定金額1億9,426万5,050円に対しまして、収入金額1億9,308万2,500円でございます。未納額が118万4,550円となっております。現段階での収納率が99.4%、未納率が0.6%という状況でございます。給食費の徴収につきましては、給食を受けている幼稚園長あるいは学校長から毎月調定書が給食センターに提出されまして、確認の上、市の口座に納入していただいておりますが、1回で調定金額が集まらない学校が幾つか出てきております。いわゆる未納者が出るわけでございますけれども、翌月あるいは翌々月に納められる場合が多々ありますので、会計閉鎖期には当然今の未納額118万4,550円をさらに縮小し、完納に向けまして学校と連携を強化し、遅延あるいは未納保護者に対応してまいりたいと考えております。

次に学校施設検討協議会の答申についてのご質問にお答えをいたします。答申における小中学校の適正規模、幼稚園のあり方、学校施設の整備についての答申の概要について、まずご説明を申し上げます。小学校の適正規模についてでございますが、学校の果たす役割等を総合的に判断し、児童が学校生活での仲間づくりができるためには、1学級20から30人程度を前提として、本協議会としての考え方をまとめるということに書いてございまして、答申においては1学級20から30人程度というふうに答申の中では考えております。

中学校につきましても適正規模でございますが、中学校は生徒が多様な人間関係を通して社会性を培い、自主性を養うために重要な役割を果たすことが期待されており、特に人間関係が希薄になりがちな今日においては、中学校が多くの人、物、事とのかかわりを通して切磋琢磨し、豊かな人間関係の中で社会性を培って行けるような環境づくりを強く求められている。今後、単学級の増加や全校生徒数が2けたになるなど、小規模校化が進む状況にあり、学校運営や部活動にも支障を来すことが予想されることから、地域の理解を得ながら統合を進めるべきという提言で

ございます。

また、幼稚園のあり方につきましては、今後も幼稚園児の減少傾向が続くものと見込まれることから、園児数の少ない幼稚園については早急に対応を図ること、さらに園舎の老朽化の解消、保育時間の延長、通園バスのあり方、幼保一元化等についても検討すべきとの提言をいただいております。

さらに学校施設の整備についてでございますが、学校施設は多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習生活の場であり、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠である。また、地域の拠点となる施設であり、防災の面でも重要な役割を担っているため、早急に耐震化対策を行うべきであり、老朽化の度合いや耐震診断、統合等を総合的に考慮して、年次的計画的に学校施設の整備を図っていくべきであるというような提言をいただいております。

続きまして、答申を受けての学校施設整備の取り組みについてでございますが、児童生徒数の減少による統合を視野に入れながら、今年度末に調査結果が出る学校施設の耐震化優先度調査による順位づけ及び学校施設のそれぞれの老朽化の度合い等を考慮し、学校施設の整備計画を作成してまいります。

次に学区制の問題及び通学手段の確保についてでございますが、基本的には現在の学区制を維持することとしておりますけれども、児童生徒の個々の要件がある場合については弾力的な扱いをしていく必要があると考えております。また、通学手段につきましては、保護者等の意見も考慮いたしまして、児童生徒の負担軽減あるいは安全確保の面から通学バス等の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 税込確保についての中で、国保関係のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、平成19年1月末現在の国民健康保険加入者数でございますが、2万3,901人ございまして、世帯としましては1万2,071世帯となっております。また、国保税の平成19年2月27日現在の収納額でございますが、平成18年度現年度分につきましては、調定額17億1,575万6,800円に対しまして、14億3,420万7,100円となりまして、83.47%の徴収となっております。過年度滞納繰越分につきましては、調定額3億8,296万7,438円という中に対しまして、5,812万9,542円となりまして、15.15%の徴収となっております。なおこの未収額につきましては納期後におきまして、自主納付がかなりあるものと見込んでおりますが、今後その納付状況を把握するとともに滞納整理等を行ってまいりたいと考えております。

また、現在実施しております滞納整理の実施状況と今後の考え方というご質問にお答えを申し上げます。まず、滞納整理の実施状況につきましては、例年税務課と先ほどお話がありましたように、合同によりまして一斉滞納整理を12月と5月に実施をしているところでございます。国保単独でも滞納整理を実施しております。具体的には平成18年4月から平成19年2月までに

において、延べ56人が出向きまして、滞納整理を行っております。また、国保の制度におきましては、納期限から1年を過ぎた未納者に対しまして、資格証明書交付の規定がなされております。本市におきましても税の公平性の確保及び個人の収入状況に見合った納税方法を見出し得る納税相談等の機会を図るため、資格証明書の交付を行っているところでございます。この資格証明書の交付方法と交付状況を説明いたしますと、平成18年度におきましては、短期被保険者証の期限が切れる7月と11月に340世帯の家庭へ、被保険者証の返還予告の通知を送付しております。それでも連絡がなく、接触の図れなかった方240世帯へ、返還命令を送付しておるところでございます。その送付後連絡がついた方につきましては、分納等の納付方法について納税相談を行うこととなりますが、連絡がつかない方につきましては、やむを得ず資格証明書を交付することになりまして、最終的には183世帯となったものであります。この手続におきましては157世帯の納税相談を受け、納税手続を行ってきております。なお、交付後であっても連絡がついた方につきましては、随時納税相談を行っているところでございます。

続きまして、今後の考え方につきましては、現在実施する臨戸訪問、それから納税相談等についてはより拡充を図るとともに、税の納期限を市民バス等にも掲示しておりますが、加入者等の方々に国民健康保険税の制度ですね、これをご理解いただくために国保税の納税意欲が高まるよう、制度パンフレットの戸別送付並びに広報車による広報活動、またより効率のよい効果的な広報活動を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、介護予防のための体操教室の普及についてのご質問にお答えをいたします。初めに平成18年度体操教室いきいきヘルス体操でございますが、この参加者についてご説明をいたします。ことし1月末現在で、保健センター事業の健康相談には63回開催をしております、延べ1,253人が参加をしております。社会福祉協議会の支部事業の中では18回を開催しております、延べ743人の参加をいただいております。そして平成19年度につきましては、平成18年度の実施状況を踏まえて、このいきいきヘルス体操をさらに各地区に拡大して開催し、介護予防を推進する考えでございます。なお、その際指導をいただくシルバーリハビリ体操指導士の人員も現在限られていますことから、地区に、お話がありましたように日常的に取り入れるためには、指導者の人材育成は重要でございます。そこで育成につきましては、茨城県が育成する養成講習会に多くの方が参加いただけるよう、広報紙等を通しまして活用をし、周知をしてまいりたいと考えているところでございます。なお、資格取得後は地域で体操を普及していくことで、資格者が組織しているシルバーリハビリ体操指導士会というのがございまして、この会員になっていただくなどしていただきまして、市も指導士会を積極的に支援協力をしながら、いきいきヘルス体操が市内全域で普及し、介護予防につながるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 自治基本条例の制定についてのご質問にお答えいたします。議員ご発言のとおり、自治基本条例は市民との協働によるまちづくりを進める際の規範となるもので

あり、必要であると考えております。策定に当たっての課題として、策定における行政と市民との合意形成プロセスを確保することが最も重要であるとされており、また自治基本条例の位置づけ、個別条例との関係を明確にする必要もございます。第5次総合計画の基本的な考え方は、自治基本条例の考え方と同じ方向性を持っておりますので、今後市民との協働により条例制定に向けて取り組んでまいります。

以上です。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 市民活動災害補償制度の導入についてのご質問にお答えいたします。

地域コミュニティ活動や市民ボランティアは地域社会の発展、住民福祉の向上、住みよいまちづくりに大きな役割を果たしております。市民が安心して活動を行っていく上では、事前に綿密な計画を立て、危険性がないか十分にチェックして事故を未然に防ぐことが一番大切なことでもあります。現在万一の事故、けがに備えた補償については、各分野の担当でそれぞれ保険に加入しておりますが、重複あるいは未加入もあることから安心して各種の市民活動に参加できるよう、基盤整備を行ってまいります。また、今後協働のまちづくりにおいて、地域コミュニティ活動や市民ボランティアに多くの市民が気軽に安心して参加できるよう、市民活動災害補償制度の導入を図るため、協議、検討していきたいと考えております。

議長（高木将君） 11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 2回目の質問を行います。各事項について極めて丁寧な答弁をいただきました。私の方で、一定の理解をさせていただいたものを除いて、再度質問をさせていただきます。なお、滞納整理の問題については皆さんもご案内のとおり、払いたくとも払えないなど、真にやむを得ない状況のご家庭については、それ相応の対応がある、あるいは対応があるということ为前提に、極めて重要な税収の確保という観点からご質問をさせていただいております。なお、一方で公正、公平な税負担という側面でもあわせて質問させていただいております。

まず、1つであります。市民税の関連で1点お伺いをいたします。県内の状況では徴収担当職員1人当たりの滞納者負担が、過重な市町村ほど徴収率も低いと、こうなっております。県の平均では、1人当たり705人の滞納者を持っているといわれております。全国徴収率トップの京都府の場合、1人当たり約300人の滞納者だと言われております。当市においては、関係職員の懸命な努力により、一定の成果が出ていることは先ほどご答弁を含めて承知をしております。承知をしておりますが、未納者、滞納者が常時、国保を含めて約6,000名の状態と言われている中で、徴収係9名とその他の応援体制も含めて地区別、担当別に6班体制となっております。結果1班が約1,000名の未納者あるいは滞納者を抱えるということになり、さらなる徴収率の向上あるいは税の公正、公平さの観点から、徴収担当部門への相当数の人員増を図り、その取り組みの充実をすべきと考えますがいかがでございましょうか。

2つ目は市営住宅費の滞納対策の関連であります。18年度実施の一斉滞納整理は、延べ36人、660世帯と言われました。この辺の収納状況と、その際の問題点というか課題というか、こういったものについてお聞きをしたいと思います。

それと16年度の滞納額が約1,700万、17年度が2,300万、18年度には2,600万と年々増加傾向にあることも事実であります。さらに計画的定期的なチェックあるいは督促体制が必ずしも十分とはとらえにくいと私は考えています。その辺の課題と今後の具体的対応について、再度お伺いをしたいと思います。

それと、連帯保証人の誓約書を踏まえた具体的対応は、今後どのようにしていくのか、あわせて伺います。

給食費の滞納対策の関連でありますけれども、今年度1月末、先ほどご答弁の中にも含まれておりましたが、約120万の未納と過年度滞納を合わせると、約190万という状況下にあるようではありますが、給食材料、献立に何らかの影響が出るのではという懸念がよく質問されますが、この辺がどのようにしておられるのかをお聞きします。

それと給食費の収納あるいは徴収に当たってでありますけれども、地区によっては振込先をすべて農協指定となっているところもあるようであります。地区によっては、この辺については徴収あるいは振り込みの利便性を考慮し、最寄りの金融機関も振り込み可能となるよう、この際善処をしていただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

国保税の関連ですけれども、国保税の18年度分は、現在約2億8,000万の未納と、過年度滞納繰越分は約3億2,000万となっております。このうち1ゴルフ社の関連については先ほど答弁があったとおりであります。これらに対し現在4名の徴収体制により、臨戸訪問、納税相談、短期保険証、資格証明書の発行等々業務を行っておりますけれども、国保のより健全化のためには、体制の充実を図ってはいかがかと考えます。その辺についてお伺いをしたいと思います。

一方で広報活動でありますけれども、今後広報活動をしっかりやっていくという答弁がございました。さらに納税義務の意識高揚を図るという意味で、国保の仕組みはもとより滞納対策にきわめて重要だといわれている短期保険証あるいは資格証明書の扱いについても、年度当初に個別周知をあわせてされてはいかがかと考えますが、お聞かせを願いたいと思います。

続いて学校施設検討協議会の答申の関連でありますけれども、1点ご質問をいたします。答申内容によりますと、特に複式学級の問題について、複式学級が2学級になるときまでには教育委員会において何らかの対応を考える必要があるとの答申、各委員の強い思いが網羅されておりますけれども、これらについて時期の問題も含めて具体的に明らかにしていただければと思うのであります。特に20年度、複式学級が2学級となる金砂小、北小は19年度6学年で約50名程度になってしまうのであります。保護者の間では毎年どんどん減少し、教育は勉強だけではないと、運動会、遠足、マラソン、縄跳び、学年PTA等々その活動も大事な行事経験である。複式では十分でないとの不満、不安があるという話をよく耳にしておることも、あわせて付言をしておきたいと思っております。

次に自治基本条例の制定についてであります。策定準備に向けて検討するというご答弁をいた

だきましたので、本条例の策定においては、ご案内のとおり行政と市民とのコンセンサスプロセスを確保する必要が最も大事であります。広く市民の意見を聞くためのパブリックコメントや、タウンミーティング等の開催の必要性など、その策定作業にも時間を要することとなることから、できるだけ早い立ち上がりをお願いし、要望としておきたいと思えます。

次が体操教室の関連であります。1点質問させていただきます。健康の予防のために限られた拠点的集合開催、そして地区によっては年1回のみというような取り組みでは本来の予防対策にはなっていないのではないかと考えています。日常生活に根ざしたものとするためには、手法を変えて段階的に各地区に食生活改善推進委員のような配置、いわゆる各地区に指導士がいると、日常の中でできると、こういう配置を展望して、老人会の会合あるいはゲートボール等を初めとする各種各地区の会合の中で、日常的に取り組む体制づくりが必要と考えますがいかがでしょうか。健康予防対策、医療費の抑制策の観点からも計画的なシルバーリハビリ指導士の養成を図り、各地区普及拡大に努めていただきたいと思います。

最後に市民活動災害補償費の制度の関係であります。市民活動災害補償制度については、導入をしていただけるという答弁をいただきましたので、ぜひ新年度、組織されます市民協働推進課において、数多い市民活動の基盤整備を含めて取り組まれるよう、この点については再度要望しておきたいと思えます。以上で2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 茅根議員の2回目のご質問にご答弁を申し上げます。徴収担当部門への相当数の人員増を図り、その取り組みを充実すべきではないかというようなご質問を受けました。平成19年2月13日付で茨城県総務部長から税源移譲に伴う徴収体制強化についてという通知が当市でも受けております。議員ご発言のとおり、その中に県内平均705人、京都府が300人ということは承知をしてございます。当市の場合は国保も含めると、最大ピーク時で6,000人というような滞納者が挙がっております。徴収体制強化に伴う人員増につきましては、先ほど申しました県の総務部長通知によりまして、税源移譲に対する徴収強化に基づき、徴収体制につきまして、当市としましてもさらなる強化を図らなければならないものと考えております。以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 市営住宅使用料の滞納対策等について、お答え申し上げます。まず平成18年度実施の一斉滞納整理の収納状況とその際の問題点についてでございます。一斉滞納整理、これは1班2名の2班体制にて毎月実施しているものでございまして、その実績としての現金徴収金額につきましては115万4,400円となっております。また一部の滞納者の方におかれましては、不在がちの方もおられまして、そのような場合には連帯保証人の方へ事情をお話しし、本人への滞納家賃の納入をお願いしてございます。いずれにいたしましても、滞納は一人始まりますと恒常化する傾向がございますことから、滞納が初期のうちにはいかに早く納入い

ただくかが課題となっております。

次に、今後の具体的対応についてでございます。今後の市営住宅使用料の徴収に当たりましては、ご指摘をいただきましたように、これまで以上計画的、定期的なチェックを図るとともに、一層滞納整理を強化し徴収率の向上に努める一方、連帯保証人に対しましても滞納の解消に向け協力いただけるよう督促してまいりたいと存じます。あわせて制度整備といたしまして、社会的公正及び社会的弱者の救済のバランスを踏まえつつ、県が定めます県営住宅家賃滞納整理要領を参考に、分割納付、悪質滞納者に対する措置及び住宅の明け渡しや訴訟の提起など、法的措置を含む手続を定める滞納整理要領の制定につきましても検討させていただきます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 教育関連の再度のご質問にお答えをいたします。まず給食費の滞納状況と関連をいたしまして、献立に何らかの影響が出るのではないかとのご質問でございました。給食は国が示している平均所要栄養量とそれに基づく食品構成表を根拠にしてつくっております。この摂取量を崩すことは考えておりません。従いまして、給食費の徴収につきましては、さらに学校との連携を強化し、対応してまいりたいと考えております。

それからもう1点、地区によって振込先の金融機関が限定、偏っているのではないかとというようなお話がございました。振り込み先の金融機関につきましては、学校と保護者との間で話し合いを続けて決定されたものではありますけれども、この未納解消に向けて改めてまた学校関係者と協議をしていきたいと考えております。

続きまして、学校施設検討協議会の答申についての再度の質問にお答えをいたします。複式学級のある学校の統合について、時期の問題も含めて具体策についてということでございます。答申の中で複式学級が2学級になる前に対応を考えるべきという提言をいただいております。教育委員会といたしましても、この答申を尊重いたしまして、平成20年度に複式学級が2学級になる小学校3校、北小学校、金砂小学校、瑞竜小学校につきましては、複式学級が2学級になる前に適正規模になるよう統合に向けて取り組みを始めております。

すでに北小学校、金砂小学校についてはPTAの役員の方との懇談会を行いました。他の学校についても近いうちに実施をする予定になっております。早い時期に保護者、地域の方々等への説明会等の開催に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 国保関係の税収の確保についてということと、それから体操教室につきましても、2回目のご質問にお答えをいたします。税収の確保については1点目の体制の充実ということでございます。保険年金課におきましては、新年度から医療費対策の改善を図るための医療費対策係を新設する予定でございます。1課3係体制で国保の健全化を進める方針でございます。これによりまして、従来の係においては、賦課徴収それから給付資格に専門的に取り組むことが可能となりますので、国保税収納対策につきましても、より効果的に実施できるもの

と考えております。

また2点目の広報活動に当たりましては、議員ご指摘のとおり新年度におきましては資格証明書、それから短期保険証の制度にかかるパンフレットを作成しまして、個別に周知を図ってまいりたいと考えております。

それから次に平成18年度においての健康いきいきヘルス体操の実施場所、参加人数等について紹介をいたしますと、まず保健センターで実施しております保健教室関係でございますが、太田地区の実施場所につきましては、ふれあいセンター、集会所、または社務所等で実施しまして、延べ445人が参加しまして、1回平均15人の参加でございました。それから金砂郷地区の実施場所につきましては、やはり保健センター、それから農村集落センターなどで実施をしております、延べ485人の参加がございまして、1回当たりの平均で24人の参加となっております。水府地区でございますが、ふれあいセンター、集落センターなどで実施をしまして述べ158人、1回当たり平均23人の参加となっております。里美地区の実施場所につきましては、ふれあいセンター、集会所などで実施しまして、延べ165人の参加で1回当たり28人の参加となっております。全体合計としましては、63回で45会場で、延べ1,253人の参加となっております。指導士につきましては137人でございました。また社会福祉協議会で実施した内容でございますが、ふれあいセンター、総合福祉会館、集落センターなどで延べ18回を実施しまして12会場でございましたが、743人の参加をいただいております。指導士は延べ35人でございました。日常的に取り組むためのシルバーリハビリ体操士の養成につきましては、先ほどもお答えしておりますが、広報紙等による普及啓発や県の養成講習会への積極的な参加を呼びかけるなど、また県立の健康プラザに依頼をしまして、特別枠で本市専用に養成講習会を開催していただくなどしまして、積極的に養成に努めてまいりたい。講習を受けられる方が地域の身近なところで活動がされますよう、町会、老人クラブ、社会福祉協議会を初め、関係機関、関係団体と連携のもとに、いきいきヘルス体操の普及に努めてまいりたいと考えております。

課題等につきましては、普及に当たって活動をするに当たっての介護予防のためのシルバーリハビリ体操指導士の養成の参加と申しますか、またはその指導士の数、または参加する人の数、人集めが一番課題なのかなというふうに思っているところでございます。具体的な今後の方策としましては、庁内に関係課で構成します、常陸太田市の健康づくりプロジェクトを組織しまして、横断的、積極的にこれらに対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（高木将君） 11番茅根猛君。

〔11番 茅根猛君登壇〕

11番（茅根猛君） 3回目、2点ほど質問をして私の質問を終わりますけれども、先ほど建設部長のほうから滞納の関連の対策は初期の対応が極めて大事だと、こういうお話がございました。私は全く住宅使用料にのみならずほかの滞納対策も全くそのとおりだと思っています。そういう意味で一生懸命やってはいただいておりますけれども、さらに税の確保という観点から、あるいは公正、公平の観点からぜひご努力をお願いしたいと思っています。そのうち、市営住宅の1点でございますけれども、先ほどの答弁の中で悪質滞納者に対する措置あるいは分割納付に関

して、県営住宅家賃滞納整理要領を踏まえ検討していきますという話がありました。ぜひお願いしたいんですが、年々増加する滞納額を考えれば早急に検討結果を出して、滞納整理の実務に資するべきと考えますが、最後ご答弁願いたいと思います。

そして2つ目、ご承知のとおり国の三位一体の改革は、その税源移譲に伴い今後は各市町村に配分される交付税は、移譲額をすべて先ほど県税も含めて約15億という話がありました。徴収したとみなして算定されているため、市独自で十分な税収が確保できなければ、交付税削減の影響でさらに財源不足に陥ることになるということでもあります。それらを踏まえ、今回特に滞納対策に視点を置いて質問させてもらいましたけれども、今後も滞納整理に当たっては、今全データがばらばらですから、国保も市民税も市営住宅料も、収納情報の一元化を図って、市税、国保税、市営住宅使用料等々の重複滞納者の名寄せ把握を行い、徴収体制の一元化プロジェクト等による徴収体制の強化と効率化を図っていくべきだと考えますが、この点に関しまして最後に市長のご所見を伺って私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 茅根議員の各種税あるいは使用料に関します滞納整理に関しまして、先ほど来、真摯なご意見をちょうだいをいたしました。これからの基本的な考え方でございますが、税の公平性さらには財源の確保、それも今地方税への税源移譲が行われている中で、これからも滞納がふえる方向の要件が多くあるわけでありますが、そんなことを踏まえましたときに、納めたくとも納められない人、それから悪質な滞納者といえますか、こういうことはきっちりと区分けをしながら滞納整理をしていく必要があると基本的には考えているところでございます。そういう中で、この4月からの機構改革におきまして、税務課内には納税推進係を、そしてまた保険年金課の中には医療費対策係、それから住宅等の使用に関してでございますが、都市計画課の中に住宅係をそれぞれ新設をいたしまして、これらの滞納整理を中心とした、税の徴収率の向上に努めてまいりたいと思います。

体制的には、今考えておりますのはこの税務課の納税推進係には増員をしてやっていきたい。そういうふうに今考えまして、人員の割り振りをやっているところでございます。さらに、効率的な納税、滞納整理をしていくという観点からは、議員からもご提案のありましたような、名寄せ等を行いまして、ばらばらに滞納整理をするのではなしに、データの一元化を図りながら、その中で効率的な滞納整理も努めていく必要があるというふうに思うところであります。

滞納整理の体制の強化、加えまして手段、手法についてもこれを見直し、検討をして先ほど言いました効率的な滞納整理に努めていきたいと今考えているところでございます。

議長（高木将君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次，20番小林英機君の発言を許します。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） 20番小林英機でございます。発言通告順に基づきまして、一般質問をいたします。

インターネットと情報サービスの格差について。インターネットは電話やファクスを超える革命的な通信手段を言います。4点ほど質問をいたします。

第1点は常陸太田市内のインターネット接続サービスの種類の分布状況はどうなっているかです。インターネット接続サービスの種類は、光ファイバー、ADSL、ISDNの3種類があり、通信速度は光ファイバーが高速で100メガ、ADSLが中速で8から50メガ、ISDNは低速でADSLの半分の速さであります。この3種類の接続サービスの常陸太田市内の分布状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、私は子供が学校でインターネットによる宿題が出されたのを契機に、そして私自身も議員として、国、県、他市町村の行政情報を入手する必要性を痛感し、ITアドバイザーを通したところ、ADSLが接続可能ということで、ヤフーと接続契約をいたしました。私が喜んでいたら、ヤフーからあなたのところは光区域となっているのでADSLは不可能です。よって契約をキャンセルさせていただきますとの通知を受けました。これはISDNの接続サービスしか受けられないということの意味するわけであります。里野宮町は、国道349号沿いだけがADSLサービスを受けられる。旧道や他の里野宮町地内はISDNとなります。これは電話回線の一部に光ファイバーが使用されているため、光区域となり、ISDNしか接続できないということであります。光区域にADSLを利用できなくなったのは、NTTの全くの都合であり、私が頼んでしたわけではありません。また光ファイバーの接続サービスは三、四年先もわからないというのがNTTの見解であります。百年河清を待つ心境でございます。せめて里野宮町全域だけでもADSLができないものかどうか質問をいたします。

第3点として、市は市内のインターネットによる情報環境の格差解消について、どのように考えているのかお尋ねをいたします。

第4点として、地域ケーブルテレビの導入について質問をいたします。日立市では平成16年に日立駅を中心として、1万世帯のケーブルテレビを整備し、平成17年には7万世帯の整備をし、市内を網羅する情報基盤の整備をいたしました。平成17年の7万世帯の整備の目的は、市内に格差のない情報環境をつくること、茨城県は唯一民間放送局のない県であり、地域情報はNHKなどで、短い番組としてしか流れないことから、地域情報の不足の解消、そして合併の記念事業として全市がケーブルテレビに加入できるようにすることでありました。ここで私が注目したいのは、市内に格差のない情報環境をつくることと、合併の記念事業として全市がケーブルテレビに加入できるようにしたことであります。本市は地域ケーブルテレビの導入についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

次に、行財政改革について。行財政改革の基本理念は、市民との協働で進める行財政システムの構築であります。そしてその基本的視点は市民主体の市役所をめざすこと。より効率的で迅速

な市役所を目指すこと。人を最大限に生かす市役所を目指すことにあります。行政改革について、9点質問をいたします。

第1点、職員の意識改革と人材育成の推進であります。行財政を取り巻く環境が厳しさを増す中で、多様化する行政需要に対応し、円滑な行政運営を行うためには、人を最大限に生かす市役所を目指すことが求められております。このため職員が広い視野と新しい発想を持ち、意欲的に仕事に取り組むことが重要であります。3つほど質問をいたします。

第1は職員研修の充実について質問をいたします。地方分権時代に求められる政策形成能力、経営感覚やコスト意識を身につけること、市民サービスの原点である接遇意識の向上、この3点、特に接遇意識の向上について、研修をどう図ろうとしているのかお尋ねをいたします。

2つとして、各種資格取得の支援についてお尋ねいたします。仕事の幅を広げるために学習し、職員が資格を取得したときは、その資格取得に関わる受験料相当額を報奨する制度を推進すべきものと考えますが、ご所見をお願いいたします。

3つ目は、ジョブローテーションの推進についてであります。職員の才能を見きわめるため、採用後10年以内の職員を対象に10年間で3回ぐらい、多様な分野を職務経験できるようジョブローテーションを推進することが必要と考えますが、ご所見をお願いいたします。

第2点として、組織機構の簡素合理化に関連して質問をいたします。平成19年度から行政ニーズの迅速かつ確な対応を可能とする組織機構の編成が行われます。そのため、議員は常陸太田市の組織機構図をいただきました。しかしそれには、各部、各課、各支所の人員が記載されておりません。行政改革を考える場合、各部、各課、各支所の人員が記載されていれば、この課はこの人数では多すぎるとか、この課は少なすぎるとか判断できるわけです。したがって、組織機構図には各部、各課、各支所の人員を記載すべきと考えますが、ご所見をお願いいたします。

3点目として、職員定員管理の適正化について5点ほど質問をいたします。合併最大の効果は職員の削減と議員の削減であります。第一として、行政改革大綱は平成17年から21年の5年間で平成17年4月1日現在、職員総数700人を平成22年4月1日までに10.7%81人減員し、職員数679人以内とする数値目標を定めております。

まず第1点として、この数値目標を定めた根拠は何かをお尋ねいたします。

第2点として、数値目標に関連しまして、一般会計の人件費比率は何%なのか。一般行政部門の職員1人当たりの市民の数は何人か。一般行政部門とは、教育、消防、水道、下水道を除いた部門の職員を言います。ここに一般行政部門の職員と限定したのは、特に一般行政部門の職員のスリム化が要求されるからであります。

次に行政改革大綱は、高齢層職員に対する勧奨退職制度の維持と勧奨の推進を図るといっております。そこで、平成18年度の勧奨退職者は何名かお尋ねをいたします。

4点目として、職員削減数は何名かお尋ねいたします。またその内訳として、平成18年、退職者は何名か、平成19年採用者は何名かもあわせてお願いいたします。

5点目として、職員削減の結果、平成19年度の人件費削減額は幾らになるのか、お尋ねいたします。

第4点として経常費である物件費の削減について質問をいたします。1つは平成19年度の予算で物件費の削減率は何%なのか。2つ目は物件費削減額は幾らなのかお尋ねをいたします。

5点目として、市税の徴収率向上について質問をいたします。市税は平成19年度は税源移譲により、個人分が5億1,879万6,000円の増収であり、徴収率向上は昨年にも増して重要であります。市税などの徴収率向上について4点ほど質問をいたします。1つは現年度分について、市税、国保、介護保険料の目標徴収率は何%ぐらいなのか。2つ目は休日の税務の窓口相談、収納は徴収率向上のため望ましいと考えますが、ご所見をお願いいたします。

3つ目は、介護保険料ですので、前回の茅根議員の質問でご答弁ありましたので、省略いたします。

4点目として、住宅使用料の徴収について質問をいたします。平成19年度の目標徴収率は何%ぐらいなのか。次に連帯保証人に対する納付指導の依頼について。連帯保証人に納付指導を依頼した件数は何件なのか。納付指導依頼は何か月分滞納した時点で行っているのか。納付指導依頼は、文書ですべきものとするがどうなっているのか。そして12カ月分以上の長期滞納者に対する対応はどうなっているのかお尋ねをいたします。

6点目として、公正の確保と透明性の向上について質問をいたします。市民自治の観点に立ち、市民と協働のまちづくりを進めるため、積極的な情報の公開、そして行政の説明責任の遂行により、わかりやすく透明性の高い行政運営と、開かれた市政の実現を図ることが求められております。そこで、3点ほど質問いたします。

1点目は、インターネット活用による市情報の発信の拡大についてであります。これについては、ホームページを活用し、市政情報を積極的に提供することが求められております。本市の内容とその拡大についてお尋ねいたします。県の教育委員会は、ことしの3月7日、定例で月1回開いている教育委員会の議事録をホームページで公開することを明らかにしました。このことを踏まえてご答弁をお願いいたします。

2点目として、1課1ホームページの体制となっているか。なっていないときは、地方分権推進の立場から、整備すべきではないかと思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

3点目は市ホームページのアクセス件数は、毎年ふえていると思いますが、平成16年度、平成17年度、平成18年度上期に分けてご答弁をお願いいたします。

7点目は、窓口等における行政サービスの向上についてであります。2つ質問をいたします。1つはワンストップサービスの充実についてであります。高萩市の予算について、ワンストップサービスのことがきのうの新聞で掲載されておりました。申請や届け出にかかわる添付書類のうち、住民票添付を不要としたり、市営住宅収入申告について、税証明添付を不要にすることあります。現状と拡大についてお尋ねいたします。

2つ目は、開庁時間の延長、年末年始を除いた休日開庁の推進についてお尋ねいたします。行政改革大綱は、窓口を初めとする行政事務全般について、市民への対応の改善、及び提供サービスの改善に努めると言っております。ここで、努めると言っているわけですから、何らかのアクションを起こすということでもあります。その内容はどんな内容なのかお尋ねをいたします。

8点目として、数値目標を設定したときは、評価の時点で達成率何%とあらわすことができます。平成19年度の行政改革で数値目標額を定めることのできたのはどのくらいあるのか。また、定めることのできなかつたのは、どのようなものがあるかをお尋ねをします。特に人件費及び工事請負費を除いた経常経費、つまり予算書の中の歳出の節の9旅費から18備品購入費まで、15の工事請負費を除いたものの5年間の削減額の数値目標は何%なのかをお尋ねをいたします。財政運営健全化から重要と思います。

第9点として、平成19年度の削減目標額は幾らなのかをお尋ねをいたします。経費削減額、財源確保額、工事コスト縮減額に分けて、もしわかればお願いいたします。

第1回目の質問を終わります。以上です。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 市長公室関係のご質問にお答えいたします。まず、インターネットと情報サービスの格差についてのご質問にお答えいたします。市内の光ファイバーによる接続サービスにつきましては、常陸太田地区の一部が可能となっております。具体的な可能地区は太田地区と佐竹地区は全域、機初地区は幡町、三才町、西小沢地区が岡田町、幸久地区は上河合町、下河合町、藤田町、誉田地区は馬場町、新宿町、増井町、世矢地区は、小目町、真弓町、大森町となっております。ADSLによる接続サービスについては、市内の交換局9局のうち、里川局のエリアでございます里川町及び徳田町の一部を除く地域で可能となっております。しかし、提供エリアであっても途中で光ファイバーが存在する場合はサービスを受けることができないことがあります。この具体的な地域については、NTTとして現在公表されておられません。こうしたことからブロードバンドサービスを受けることのできない地区は里川局管内の地域であります里川町及び徳田町の一部と、途中で光ファイバーを利用している地域の一部と言えます。ISDNによるサービスについてはすべての地域が可能となっております。里野宮町におけるADSLサービスについてですが、里野宮町は議員ご発言のとおり、宮本町にありますNTT常陸太田別館局からの接続によりADSLサービスの提供エリアとなっておりますけれども、途中で光ファイバーが存在しているためサービスが受けられないものと考えられます。しかしNTTの回線にメタル線のあきがある場合はサービスを受けることができます。なお、個別の事案につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、NTTとして公表しないこととされており、ADSLの加入申し込みをしない限りわからないこととなっております。

地域ケーブルテレビの導入の件についてでございますけれども、当市では平成17年度に日立市においてケーブルテレビの運営を行っております株式会社JWAYとケーブルテレビの導入について協議を行いました。その際に、JWAYから当市におけるサービスを行うには、市全体を1つの単位として、総務大臣の許可が必要であり、市内の一部のみの整備はできないとの報告を受けました。この内容を踏まえ、市内全域を対象とした事業費について試算を行った結果、概算で20億円を超えることが見込まれました。このため、市単独事業としては困難であるとしたところでございます。

情報基盤にかかる今後の考えとしましては、この数年間で市内におけるブロードバンドサービス環境が改善されつつあること、さらには総務省が民間主導による整備を原則として、平成22年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消を目標に掲げていることなどの状況から、今後とも国、民間事業者の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に行財政改革についての中、インターネット活用による市政情報の発信の拡大等についてお答えいたします。現在当市のホームページには、市の紹介を初めとして観光やイベント、暮らしの情報、公共施設の案内、行政情報などさまざまな情報を掲載しております。その中の行政情報としましては、予算決算を初め入札、契約情報、職員給与、定数管理や市長交際費等につきまして掲載を行っており、現在のホームページの掲載量としましては、1月1日現在で6,107ページとなっております。今後とも公正の確保と透明性の向上を図るため、関係各課との調整やホームページの内容の充実を図りながら、より多くの情報を発信できるよう努めてまいります。

なお、先ほどご質問の中で、県の教育委員会において、教育委員会の会議録のホームページによる提供というご質問もございましたけれども、そのような点につきましても可能かどうかを含めまして、関係各課と調整をしてまいりたいと考えます。なお、ホームページへのアクセス件数につきましては、最近の件数を申し上げますと、合併前の件数は常陸太田市のみの集計となっておりますけれども、平成15年が10万5,800件、平成16年が10万3,500件、平成17年が19万1,800件、平成18年が19万1,200件となっております。

以上です。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 小林議員のご質問の中で、2の行財政改革の中で総務部関連について順次ご答弁を申し上げます。

まず職員の意識改革と人材育成の推進についてでございますが、本年度の職員研修の中で、全体で304人が各種講座を受講をしております。うち37人が18年度民間企業派遣研修として、先に市長の方からもご答弁申し上げており、株式会社日立カーエンジニアリング、旧佐和工場でございます。それと株式会社日立製作所都市開発システムグループ、旧水戸工場になります。この2社へ派遣され、企業における業務改善の内容や手法を研修として学んでおります。これら派遣された職員がそれぞれの所属部門において中心的な役割を担い、業務内容や職場環境これらの改善に現在取り組み始めたところでございます。

また、職員の業務に直接必要な資格等については、随時公務として研修や講習を受講させております。職員の研修の一環として、仕事に役立つ通信教育の受講、これもそれぞれの職員の希望に応じて、当市で取り組んでおります。18年度で受講が通信教育関係29名でございます。市の予算額について、40万程度の通信教育費用となっております。

さらに、人事異動につきましては、職員に多様な職場をバランスよく経験させることを基本としております。原則としまして同一職場に5年以上在職する職員を異動対象としており、新規採用職員につきましても、5年以内での異動を行うこととしております。これが人事異動の基本方

針ということになってございます。しかしながら、一方で多様化する市民ニーズに適切に対応するため、現在専門的な知識と経験を持った職員の養成も求められて、そういう職員が職場において、つい長くなってしまおうという市民サービスを考慮した中で、そういう異動の内容も一部ございます。ある程度長期の在職者が必要な部門があるということで、原則にとらわれず、職員の能力や実績を踏まえまして、適材適所の人事配置を行って、市民サービスが極端に低下させないように、そういう配慮をしてみたいと考えております。

次に、行財政改革の中で組織機構の簡素化、合理化等についてでございます。本市における機構図につきましては、それぞれの部名あるいは係名までを体系化してわかりやすく作成をしまして、市民の方に広報紙やホームページ、さらには全戸配布してあります市民生活ガイド等においても公表しているところでございます。組織図の職員数の記載の議員からのご提案がございました。この他市の状況を見まして、水戸、日立、常陸大宮市等、これらについても今取り寄せたわけでございますが、この組織図に職員数を記載するという部分については、一目見て何人いるのかというのがわかりやすいという点もでございます。これらについても、他市の状況等も踏まえ、さらに市民に公表する中で、具体的な数字を入れてわかりやすくしたほうがいいのか、さらにこれらについては、検討をしてみたいと考えております。

次に本年度の一般会計に占める職員の人件費関係でございます。この人件費関係、行革大綱の中に行政改革の基本理念というのが入ってございます。当然計画年度は17年から21年までの5カ年計画とするということになってございまして、この計画の目標、旧市町村の垣根を越えた、全市的に均衡のとれた発展と統一的な行政の執行を実現するというようなことで、この基本理念が掲げられておりまして、さらに定員管理関係につきましては、職員数の抑制に極力努めて、行政のスリム化と行政水準の向上を図るという基礎となる定員管理の適正を図るというふうな形で行政改革大綱の中に入っているわけでございます。そういう中でこの一般会計に占める職員の人件費でございますが、これにつきましては、この削減率が23%、平成18年4月1日現在の一般行政部門の職員1人当たりの人口は、先ほど申しましたように141人となっております。

さらに本年度退職予定者につきましては、23人を定年退職、勸奨を含めて現在予定をしているところでございます。さらに19年の4月1日付の採用者数ということでございますが、消防職につきまして、さきの募集の中で3名程度という募集要項で消防職の募集を図ったところでございます。その中で定数条例の改正も9月に行いました。そういう中で募集を行ったんですが、消防職員の中で勸奨退職者2名が出まして、2名が欠員になってしまうということから、この採用試験の中で3名程度というので、実際には2名が退職しますので、5名の採用を現在予定したところでございます。この結果、今年度の職員の削減数は差し引きますと18人となります。定員適正化計画目標2.1%を超える2.4%の削減見込みとなっている状況でございます。なお、この結果人件費等につきましては、さきの議員のご質問にご答弁しましたように、人件費、一般職員全体で1億9,800万というような減というのを見込んでいるわけでございます。

次に経常費である物件費の削減についてでございます。平成19年度予算における物件費の削減額と削減率はどれくらいかというご質問がございました。平成18年度の物件費は41億17

5万円でありました。平成19年度は37億3,847万3,000円となりますので、削減額は物件費で3億6,327万7,000円となっております。また、削減率で申しますと、8.9%の減となっております。

次が市税関係のご質問がございました。現年度分について市税、国保の目標でございます。徴収率は何%ぐらいに考えているのかというご質問にお答えを申し上げます。市税全体の現年度徴収率の目標につきましては、18年度が97.0%、平成21年度97.3%と設定をしております。この徴収率については、茨城県の方と協議をし、設定をしている目標ということで、県との協議済みという設定になってございます。なお、国保が平成18年度は95.0%ということになってございます。介護保険は結構ですということですので、国保が18年度95.0%ということになってございます。いずれにしましても、この目標達成に向けまして、今後取り組みを先ほどの答弁でも申し上げましたように、強化を図っていくというように現在考えているところでございます。

さらに、休日の窓口相談あるいは収納や訪問による調査、徴収は必要と考えるが、どのように考えているのかというようなご質問がございました。滞納整理につきましては、平成18年の4月の人事異動の中で、管理職を含めて職員を増員し、徴収担当として配置をし、課長、副参事、係長、職員7名の10名と、契約管財課の方の職員も合わせまして、2人1組で先ほどご答弁申し上げましたように、6班体制を確立しまして、通常業務と含めながら、この滞納整理に取り組んできたところでございます。さらに、滞納整理強化のための実施計画を内部で策定をしまして、これに基づき年間スケジュールを作成し、目的意識を持ったきめ細かい滞納整理を行ってきたところでございます。滞納者への通知については、すべての効率性を考慮しまして、期限を設定し、納税していただく。市に連絡するようお願いをしているところです。この中に特に反応のない滞納者あるいは納められない理由のある滞納者につきましては、電話を受けまして、日常的な滞納整理の中で、滞納者の都合に合わせて、朝早い時間相談したいという場合は早朝、あるいは夜がいいという場合は夜間、それと休日の方がいいという場合については、休日においても戸別訪問を行いまして、滞納整理だけでなく納税相談を実施しているというような状況でございます。

次に窓口における行政サービスの向上の中で、ワンストップサービスの充実についてのご質問がございました。ワンストップサービスといいますと、お客様が1つの窓口で住民票や税金あるいは年金、保険等の複数の用務を済ませることができるサービスを指していますが、議員ご指摘のとおり、ある手続をするに当たり、住民票や納税証明書を他の窓口へ立ち寄り、添付書類として取り寄せなくてもよいサービスと解することもできます。いずれにいたしましても、窓口における行政サービスの向上につながるものであります。そこで、市民に対して、申請書や届け出の提出を求めるに当たっては、過大な書類や不要不急の添付書類を求めないというのが原則になってきます。目的の手続を処理するために必要最小限の簡素で合理的な書類で済むよう、配慮を今後ともしてまいりたいと考えております。参考までですが、当市におきましても以前に手続の簡素化の一環としまして、市民が申請をするに当たり、押印を省略できるものにつきましては、そ

のように取り扱ったものがございます。いずれにしても、今後は法的に問題がない範囲で書類等の簡素化を図ってまいりたいと思います。あくまでも法的に触れない部分というのが、個人情報保護の関係が今後入ってきますので、この辺についてはそういうのを念頭に、慎重にこういう省略範囲を検討してまいりたいと考えております。

次に、19年度の行政改革で、数値目標を定めたのは何があるのかということでございます。確かに行政改革大綱に基づきまして、実施計画というのを現在定めているわけでございます。その中で5年間を計画とする、この行政改革大綱に基づいて毎年実施計画を定めをしております、これでローリングをしながら、行政改革大綱の実施に向けて実施計画の中で取り組んでいるわけでございます。この計画の進捗状況や今後の実施の事業等を計上をしておりますが、進捗状況を管理していく上で、議員ご発言のとおり、この目標設定というのが大変重要になってくるものと考えております。目標設定の中の数値目標であります、これから策定いたします平成19年度の実施計画の中で、過去にご答弁を申し上げてきましたが、実際今の行政改革大綱を受けて、実施計画をつくっている中には、それぞれの項目ごとに、この重要である目標、数値目標というのが入ってございません。そういう中で、これにつきまして、19年度から策定します実施計画においては、その性質上数値目標が設定できるものにつきましては、積極的に数値目標の設定を取り入れていくという状況で現在考えております。そういう中で、行政改革大綱の中で定員管理及び給与の適正化という項目の中には、定員管理適正化計画の策定ということで、実施事項に削減の数値目標として、職員総数760人を679人、10.7%削減をするというような、一部目標数値を掲げている大綱の中の要綱もございまして、ほとんどの部分がこういう目標数値が現在入ってございませんので、実施計画の中でこういうはっきりした数値目標が設定できるものについては、ぜひ19年度のこういう実施計画の中から取り組んでいくという方向で現在検討をしているところでございます。

次に、19年度の行政改革関係で、削減目標でございます。議員ご発言の中では5年間の削減というご提言がありましたが、5年間の数値というのが今持ってございませんので、この行政改革関係で19年度の削減の目標額について、それぞれご答弁を申し上げたいと思います。19年度の当初予算編成の中で、事務事業の見直し等に伴う経費の削減ということで示しております。この19年度の予算というのは、行政改革を踏まえまして、新しい第5次の総合計画を踏まえて予算を策定し、計上をしているわけでございます。そういう中で定員管理削減計画による職員数の減及び給与構造改革により、一般職員の給与等につきましては、対当初予算で検討協議をしているわけでございますが、この当初予算対当初予算できますと、一般職員の給与が1億5,501万7,000円ということになります。経常的時間外勤務手当の10%削減によりまして、1,332万6,000円の減。さらに常勤の特別職給与の5%削減ということで、217万4,000円削減。それと管理職の10%の手当の削減によりまして、383万8,000円減。さらに市長、議長、教育長等の交際費の縮減によりまして、69万円の減。さらに議会常任委員会の随員、視察研修の見直し等による旅費の削減によりまして、356万7,000円の減。さらに社会福祉協議会、あるいはシルバー人材センター等への補助金の見直しによりまして、1,892万4,000円

の減。長期継続契約の適用，有人警備から機械警備への見直し等による委託料関係の業務の見直しで，847万7,000円の減。さらに例規集のペーパーレス化による減ということで297万円。それと議会だよりの発行回数の削減ということで，予算書，決算書等印刷部数の見直し等も含めまして，50万9,000円の減。それと総合福祉会館の指定管理者制度への移行によりまして，2,990万8,000円の減。戸籍電算システム住民基本台帳ネットワークシステム，さらに土木積算システム等の再リース対応ということで，2,620万2,000円の減というような，行政改革を含めまして，今経費節減に努めておる中での経費節減となっております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 市営住宅使用料の徴収についてお答え申し上げます。

初めに，平成19年度の目標徴収率についてでございます。平成17年度決算におけます常陸太田市の徴収率は，93.5%となっておりますことから，単年度の滞納額を減少させるためにも，これ以上の数値が残せまよう尽力してまいります。

次に，滞納者に対する納付指導，長期滞納者に対する納付指導についてでございます。まず，連帯保証人に依頼した件数につきましては，平成18年度10件となっております。

また，連帯保証人への納付指導の依頼は，何カ月分滞納した時点で行っているかについてでございます。滞納整理につきましては，滞納者本人の納付を重点的に行っておりますことから，連帯保証人に関する特段の基準は設けていない状況にございますけれども，滞納者本人になかなか会えない場合には，連帯保証人に対し，家賃の滞納が続いているということを電話にて連絡いたしまして，滞納者への納付の働きかけを行っているところでございます。

また，長期滞納者，特に12カ月以上への対応についてでございます。この件につきましても特段の基準は設けてございませんが，長期滞納者につきましては，自宅訪問による納付依頼の回数を重ねるとともに，返済計画書の作成を要請し，再度訪問しているところでございます。

本市におきましては，市営住宅の設置及び管理に関する条例は既に制定してございますものの，議員ご指摘のような，滞納整理に関する要領など必要な措置につきましては未制定でございますことから，今後は，法的措置を含む手続でございます要領の制定など，対応につきまして検討してまいります。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 窓口等における行政サービスの向上の中で，開庁時間の延長，休日開庁についてのご質問にお答えいたします。

開庁時間の延長につきましては，現在仕事等により昼間来庁できない市民の方々への行政サービスの向上を図るため，窓口業務の時間外開庁を計画し，検討しております。検討の内容は，市民課を初めとして，関連する担当課 税務課，保険年金課，介護保険課，福祉事務所，出納室と窓口時間外延長検討会を開催し，開庁曜日，開庁時間，取り扱い業務内容，執務体制など

について協議を行っております。現在のところ、取り扱い業務については、各課の平常業務内容をそのまま延長し、開始時期については本年6月から、毎週1回程度の時間外開庁を試行したいと考えておりますが、詳細につきましては決定次第ご報告いたします。

なお、休日の証明発行につきましては、自動交付機を設置し、住民票及び印鑑証明書を交付しております。現在、さらなる利便性の向上を図るため、市民課以外の証明書の追加及び設置箇所増設等についても検討をしております。また、休日開庁については、平日時間外開庁業務の動向を精査しながら、今後検討してまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） ただいまの総務部関係の答弁の中で、答弁漏れがございましたので、お答え申し上げます。

職員研修の質問の中で、職員の待遇関係の答弁が漏れましたので。これにつきましては、新規採用研修の中で待遇講座、自治研修所を含めて15名が受けてございます。それと、マナー研修ということで、特に市民に対する窓口関係を含めた待遇ということで、これは、NTTが主催で実施をした研修でございますが、当市の職員28名が参加してございます。そういう中で、待遇関係は、43名が受講しているという現状になってございます。

以上です。

議長（高木将君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） ご答弁ありがとうございました。2回目の質問をいたします。

インターネットと情報サービスの格差について。インターネットによる情報環境の格差解消について考えますと、NTTは民間企業であります。つまり、営利を目的とする社団法人ですから、採算のとれない事業はしないと思います。そうすると、インターネットによる情報環境の格差は解消できずに、今後も残るということになります。これからの世代は、インターネットの時代であります。また、団塊の世代も、定年後はインターネットをしてみたいという人がふえております。さらには、それ以外の人でもインターネットに興味を持ち、インターネットをしたいという人も出てまいります。このままの状態では、常陸太田市に住んでみたい人、住んでよかったという人、若者の定着はかなり減少するのではないのでしょうか。インターネットによる情報環境の格差は、我々の世代で解消し、後の世代に残さないことが重要であります。

そのためには、地域ケーブルテレビの導入の問題は、避けて通れない問題だと思います。地域ケーブルテレビの導入は、2点の検討が必要であります。1点目は、事業費は幾らかかるかということであり、2点目は、その財源をどうするかということであり、日立市の場合、平成16年の事業費は4億8,000万円であり、内訳は、国の総務省の補助が1億2,000万円、県の補助が6,000万円、市の補助が6,000万円、ケーブルテレビ会社が2億4,000万円であり、平成17年の7万世帯の場合は、県単補助である新市町村づくり支援事業、俗

に言う10億円事業で6億8,700万円の補助を受け、整備したものであります。

常陸太田市に地域ケーブルテレビの導入を検討する場合、その財源としては、地域情報通信基盤整備推進交付金、合併特例債、県の補助金等が考えられます。地域情報通信基盤整備推進交付金は、地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図るもので、平成18年の予算で新設したスキームでございます。この交付対象になると、事業費が、最大3分の1の交付が受けられます。現在、群馬県館林市で実施中でございます。この点について、市長のご所見をお願いいたします。

次に、行財政改革について。職員定員管理の適正化について、私は、行政改革は、県内の市町村では日立市が一番進んでいると思います。日立市は、一般行政部門の職員1人当たりの市民の数を250人以上を目標とし、きめ細かい年次計画を立て、職員数を削減しております。そして、平成16年度、17年度、18年度と数値目標を達成しております。職員全部を見ても、日立市は、職員1人当たりの市民の数は122人であり、これに対し常陸太田市は、5年後の職員1人当たりの市民の数は84.6人であり、

私の読んだ自治体財政の本によりますと、職員1人当たりの住民人口は、市では120人以上が望ましい。町村では85人以上が望ましいと書いております。本市の5年後の84.6人は、町村のレベルであると思います。職員定員適正化管理計画の見直しが必要と考えますが、ご所見をお願いいたします。

市税等の徴収力の向上について。その中の住宅使用料について、12カ月以上の長期滞納者への対応ですが、5点ほど考えられると思います。1点目は、滞納者と連帯保証人に納付指導をする。2点目は、適切な家賃住宅への転居を勧める、3点目は、差し押さえ予告書を発行する。4点目は、家賃の支払いと明け渡しを強制執行する。5点目は、公表することであり、この中で、対応としてどれとどれが実現可能なのかわかりませんが、お尋ねをいたします。

公正の確保と透明性の向上について、3点ほど質問をいたします。

先ほど質問いたしました常陸太田市のホームページは、1課1体制となっているのかどうか、質問いたします。

2点目、過日の全員協議会で平山議員の提唱した、定例議会の質疑及び一般質問をリアルタイムで見ることのできるモニターテレビの設置を導入すべきものと思いますが、市長のご所見をお願いいたします。財源は予備費を使うか、補助金検討委員会の答申が8月に出てきますので、財源は捻出できるものと思います。

3点目は、行政改革大綱は、市民の信頼に基づく負託にこたえるべく、行政への市民の参加と協働を基本に行政改革をしようとすると言っております。市民生活に直結する条例制定過程に、市民参加を推進すべきものと考えますが、ご所見をお願いいたします。

次に、行政改革大綱は、毎年度行政改革大綱実施計画を策定すると言っておりますが、我々議員の手に届くのはいつごろなのか、お尋ねいたします。

2回目の一般質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） ただいま2つのご質問をいただきました。

まず1点目は、ケーブルテレビの導入についての所見はどうだというお尋ねでございます。

前に市長公室長からもご答弁申し上げましたとおり、この市内全域をやりましたときの概算費用は、21億3,780万円という試算が出ております。議員ご指摘のとおり、これを例えば合併特例債を活用した場合の市の負担額、そうなりますと、その30%強になるわけでございますから、7億1,616万3,000円という数字となってまいります。そのようなことから、これを幾ら圧縮しましても、やはり約6億円ぐらいは市の持ち出しになってくるという状況でございます。さらに、電柱の共架料、あるいは電気料等の維持負担費用は、ただいまの施設費用には含んでおりませんので、この費用も敷設費用に上乘せになるという状況下でございます。情報格差を是正するという観点からは、確かに効果があることは認めますものの、さらに、これに先んじて優先しなければいけない事業等がございますので、これは、後々の研究課題ということになると思います。

2番目に、議会等のモニターテレビに関してであります。これは、行政がやろうという考え方よりも、むしろ議運等で、そういうことを情報公開の場で提供できるような議決、その他も必要かというふうに思います。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 2回目のご質問にお答え申し上げます。

本市のホームページの体制についてでございますけれども、現在のところ1課1体制とはなっておりません。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 小林議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。3点ほど総務部関係でいただきました。

まず、第1点目でございます。職員の関係でございますが、職員の定員管理適正化でございます。これにつきましては、当市の職員が多い、日立市が行革が一番進んでいるというようなことで話がありました。これにつきましては、午前中の鈴木議員の方にもお答えをしたとおり、当然、当市が合併をしまして、今、職員数に対する市民の数を割ってみますと、1人あたりにしますと多い。多いというのは、逆に、職員に対して他市は市民の数が多いということで、当市は少ないということになるかと思えます。

これにつきましては、さきにご答弁申し上げましたように、それぞれ合併前の常陸太田市だけですと、一般行政部門で割りますと、当市の職員1人当たりの人口、市民の数というのは176人であったわけでございます。そういう中で合併をしまして、合併した場合に職員は、編入合併ということで、全職員が常陸太田市の職員になるということで合併してございます。そういう中で職員が多くなった分、国の削減計画の倍以上の削減計画を、大変厳しい中で当市は打ち出して

いるということで、10.7を打ち出しているわけでございます。これにつきましては、毎年、削減計画についても、その年その年で定年でおやめになる方という数字は確実につかめるわけですが、そのほかに勧奨でおやめになるというような職員数、そういうのを全体的に見まして、この定員計画をつくった中で、実施計画でローリングをしていくというような内容でございます。

こういう中では、さきに申しましたように、日立市あたり、あるいは水戸市さん、こういうところと比べますと、都市部とこの町村部というのは、やはり市民に対する行政サービスを考えても、職員1人当たりのサービスの範囲というのが大変広がります。まして、茨城県一広い面積を抱えた当市でございます。隅々まで市民サービスを低下させないようにということでありますと、一番北の外れは福島境までが常陸太田市という大変面積が広い中で、市民サービスを行っていくということでございます。そういう中では、都市部に比べますと、行政効率が非常に悪いという一面もあります。そういうのも踏まえて、全体的なこの整理、職員の定数管理については、今後ともローリングをしながら、見直しというのが必要だというふうには考えてございます。

次に、行政改革大綱で、市民生活と直結する計画のような部分に、どういう市民参加の形態があるのか、どういうことを考えられるのかということでありますが、これにつきましても、平成19年度から、いろいろな計画を策定する場合には、市民参画という中でパブリックコメント制度の導入を、今、打ち出しております。こういう中で、計画策定から市民のこういう参加をいただき、これから市としての計画の策定をしていくということになってくるわけでございます。そういう参加がこれから考えられるということでございます。

それと、先ほど行革関係で、議員の方に行革大綱の実施計画等が届くのが大変遅いという話がありました。これから見直した場合には、19年度、そういう目標数値も含めた策定の実施計画がいつごろ届くのかということでございます。これにつきましては、議員ご発言のとおり、平成18年度は、言い訳にはなりますが、4月から議員関係の住民投票を含めた一連の選挙で大変追われた事実がございます。そういうのは理由にはならないわけではございますが、限られた総務部の総務課の作業ということが窓口になります。そういう中で、18年度の実施計画の策定が大変おくれたことについては、反省をすることでございます。

これらを踏まえまして、19年度につきましては、これらの目標数値設定についても、各部課の方に早急におろしまして、できるだけ早い機会に、行革の実施計画の策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。そういう中で、早い機会にこういう計画ができますれば、即議員さんの方にも配付ができるものと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 市営住宅使用料の徴収策として、12カ月以上滞納者への対応についてお答え申し上げます。

指摘いただきました5点目の公表を除く、保証人への徴収、転居、差し押さえ予告、強制執行

につきましては、公営住宅法の32条及び地方自治法171条の2関係が想定していることかと思われまので、要領制定の中で検討してまいりたいと思います。

議長（高木将君） 20番小林英機君。

〔20番 小林英機君登壇〕

20番（小林英機君） ご答弁ありがとうございました。

インターネットと情報サービスの格差について、1点だけご質問をいたします。

市長ご答弁は、20億円かかるというのはわかりました。それから、合併特例債を使うところという結果になる。それもわかりました。私が言いたいのは、合併特例債と地域情報通信基盤整備推進交付金を使ってはどうかと言っているのであります。その点についてご答弁をお願いいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 3回目のご質問にお答えを申し上げます。

ケーブルテレビの導入について、合併特例債と地域情報通信基盤整備推進事業、両方を併用した場合というご質問でございますけれども、この地域情報通信基盤整備推進事業については、条件不利地域というものが該当するために、常陸太田地区以外の3地区が該当するわけでございます。したがって、これらの交付金、それから合併特例債を両方充当した場合においても、実質市の負担額は約6億円になります。なお、この金額の中には、先ほど市長の方からもご答弁ありましたように、電柱の共架料、こういうものは含まれておりません。

以上でございます。

議長（高木将君） 次、16番山口恒男君の発言を許します。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番（山口恒男君） 16番山口恒男でございます。通告に基づき、一般質問させていただきます。

1、行政について。

初めに1、市長施政方針について。

過日の茨城新聞で、来年度予算に対し、大型の事業はほとんどなく地味との記者の問いに、「地味だけど今やっておかないといけないものだから」と自信に満ちた表情で答えられたと市長の談話が掲載され、今定例会でも、施政方針の中でそれらの施策が述べられました。平成19年度は第5次総合計画基本構想の初年度に当たるため、より力説されたと推測いたしますが、今までになくかゆいところまで手の届いた方針であると受けとめ、諸政策の執行に大いに期待をしております。

そこで、私は、施政方針の中での施策の基本的な考えと概要に関連して、3点についてお聞きしたい部分があります。

1点目、「温もりのあるコミュニティづくり」の障害福祉の中で、障害者自立支援法に市独自の軽減措置の実現は、市長みずから大変力を注がれたと聞き、先日の同僚議員同様、文教民生委員

として大いに感謝する次第であります。しかしながら、障害者自立支援法は、障害者やその家族にとって現実とかけ離れた部分も多く、我が公明党も、より現実に沿ったものへの軽減策の推進を図っている現況でございます。

そのような中で、就労支援に対しては特に難しく、各自治体での積極的な取り組みが求められております。この県北地域においてはさらに難しい問題と思いますが、障害者の就労の推進に当たってはどのようなお考えをお持ちでしょうか。また、今後の計画としてのお考えがあれば、お聞かせください。

次に、2点目。「安心安全のまちづくり」の中で、「救急体制を確立するため、市内の各医療機関と連携し、医療サービスネットワークの構築を目指す」とあります。これも、一日も早い構築をと期待しておりますが、この概要をより詳しくお教え願えればと思います。いかがでしょうか。

最後、3点目に、「地域を支える産業の元気と働く環境づくり」の中で、企業誘致推進室が設置と、こちらは大いに期待を抱くものですが、これまで以上の企業等の立地促進や立地企業のフォローアップ体制とは具体的にどういったものか、また所属職員が、各企業に直接誘致活動を行う、営業職的な、専属的な人材の登用を行うお考えがあるのでしょうか。

なお、今後、県や関係機関等の連携を含め、企業誘致が思うように進捗しない場合は、さらに優遇策の緩和で推進していくお考えをお持ちでしょうか。

以上、19年度の施策とは多少はみ出した部分もございりますが、関連として3点、ご所見をお聞かせください。

次に、市職員削減と活用について。

12月の定例会や先日来の今定例会でも、市職員の適正化等が取り上げられておりますが、また、先ほど同僚議員からも同様の質問もあり恐縮いたしますが、5年間で81名、県内では最高の10.7%の削減率となっており、今年度も、団塊の世代の定年退職者と勸奨制度等により予想を超える職員数の削減となる予定とのこと、執行部や該当職員のご努力とご協力には大変感謝申し上げます。しかしながら、それでも市民からは、「職員過剰」や、「夫婦で勤められるのがうらやましい」との声が、往々にして聞かれます。公職であるがゆえ、法に従っての職員削減となることは否めませんが、市独自で考えられる削減推進への妙案などあれば、お聞きしたいと思えます。

例えば、職場内結婚で同一世帯になることは、現実逃れることはできない状況であります。まして、少子化の元凶を絶つためには、職場内結婚は推奨すべきと思えますが、同一世帯内での夫婦等の複数勤務者に対して、子供が独立、あるいは子育て負担の軽減となる時期以降の一定期間経過後に、本人の申し出によるパートや契約職員等の移行の方途への勸奨などもあるように思われます。

また、過剰と言われる一因として、職員の職務への熱意や行動がよく見えないのでは、とも思えます。特に一般市民は、職員の就労姿を一時的にしか見ることができないため、来庁時の一瞬の対応や行動に不満が出ているようにも思えます。我々議員も同様、私自身、人のふり見て我がふり直せと肝に銘じ、常におのれの姿を省みると改めて反省いたしますが、公職であるがゆえで

なく、真摯に考えるべき問題ではないのか。そのためには、市民の目に多く触れる、また接する行動も必要と思います。庁舎の休日や時間外での窓口業務、児童の安全に寄与する、小中学校への派遣での教員の補佐、あるいは循環パトロールなど、有能な職員の有効的活用の推進をもっと図るべきと思われます。

職員に対する昨今のさまざまな規定や削減等、市職員にとっての環境はますます厳しい状況下になっていると思いますが、市の財政に危惧する市民のため、懸命な生活を強いられている市民のためにも、お互いに忍耐と努力を欠かさず、市民の理解を得ることと思います。

そこで、伺いたいします。

1つ、職員の理想的な人数は、現状どのくらいとお考えですか。

2つ、また、削減計画は何年まで継続して実施される予定か。削減と活用についての妙案や施策はあるのか、あわせてお聞かせください。

2、環境について。

初めに、地球温暖化対策について。

今世紀最大の課題である地球温暖化、昨年夏は、1時間に80ミリ以上を記録する猛烈な雨の発生頻度が過去30年で最高、また爆弾低気圧が近年異常に発達、多発しており、何人もの命を奪うほどの竜巻、突風災害の発生など、異常気象が頻発しております。我が茨城県でも、昨年夏、大型船の座礁や海岸・防波堤の崩壊、崩落。当市においても傾斜地の崩落や床下・床上浸水の被害。こうした被害は、異常気象によるものであり、その要因は、海水温、海水面の上昇、いわゆる地球温暖化が引き起こしたものであり、温暖化が予想以上のスピードで進んでおります。

このままでいくと、2026年ごろには、温室効果ガスをゼロに抑えても気温上昇がとまらない、ポイント・オブ・ノーリターンと呼ばれる現象が起きます。さらに温暖化が加速し、歯どめがかからない状況になると危惧され、早急の対策と防止が必要と、環境専門家が力説しております。また、気候変動に関する政府間パネルIPCC第4次報告書案では、石油など化石燃料に依存する社会をこのまま続けると、東アジア地域では、21世紀末の冬の平均気温が現在より最大6.95度、夏は5.48度上昇すると予測しております。

こうした地球温暖化防止に向けて、国は、京都議定書に基づきチーム・マイナス6%と名づけた国民運動を展開しておりますが、削減目標値にはほど遠い状況とのこと。当市でも、温暖化に対する防止や対策、あるいは運動など、積極的な取り組みがさらに必要と考えますし、環境立村であった旧里美村の実績を生かし、環境立市を目指す取り組みをすべきであると思います。

そこで、9点ほど、端的にお伺いいたします。

1、集中豪雨等による被害に強い道路、排水等の基盤整備を積極的にすべきでは。

2、異常気象による災害防止への危険箇所の事前チェックの徹底をすべきでは。

3、個人の有する傾斜地においても、土砂崩れ等の被害に対し何らかの支援策をすべきでは。

4、太陽光、風力、水力、バイオマスなどの積極的な利用の拡充と支援策をすべきでは。

5、二酸化炭素ガス等の排出削減に対し、公共交通機関の積極的な利用と啓発をすべきでは。

6、屋上・壁面緑化や校庭の芝生化での温暖化対策と、自然エネルギー活用の扇風機やクーラ

一等の積極的な導入で、環境に優しいエコスクールの推進をすべきでは。

7, 集中豪雨や竜巻等, 局地的予測体制充実のためのドップラーレーダー これは, 三次元レーダーと申しますが の積極的な活用により, 防災に心がけるべきでは。

8, 迅速な緊急避難対策が行われるよう, 避難所への誘導表示の早急な設置・整備をすべきでは。

9, 県・国に対しても, 異常気象による災害対策の強化と拡充の要望を積極的にすべきでは。以上, ご所見をお聞かせください。

次に, 新宿上町市街地化区域について。

昨年9月一般質問で, 今年度中に基礎調査を行い方針策定とのご答弁をいただきました。その後の進捗状況をお聞かせください。

また, 本年, 耕作地を望む住民の方々から面談の申し入れがあり, その後の対応に, 若干執行部の希薄さを感じ得ましたので, 耕作地を望む住民の方々に対する誠意はどの程度お持ちかと思いい, あわせて伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

最後に, 市民バスについて。

昨年10月, 市民バス利用者の代表の方々が, 市民バス運行に関する要望書を, 1万80名の署名簿とともに, 大久保市長に提出いたしました。私たち公明党も同席し, 市長から, 地域交通会議で要望の趣旨を酌み取り検討との積極的なご答弁をいただき, 代表の方々は, 今度こそ我が地域にと, 期待と願望で心を弾ませておりました。

そこで, 3点ほどお聞ひいたします。

1つ, 地域交通会議による協議の進捗状況はいかがでしょうか。

2つ, 協議結果として, 市民バスの拡充計画はあるのか。

3つ, 停留所の屋根, ベンチ等の整備計画はあるのか。

以上, 焦点が多少わかりにくくなっている部分もございしますが, その点はおわび申し上げますが, 質問の趣旨をご理解いただき, 寛大なご配慮で, ご答弁をよろしくお願ひいたします。

以上, 1回目の質問を終わりにいたします。

議長(高木将君) 午後2時45分まで休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時44分再開

議長(高木将君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長(大久保太一君) 市長の施政方針に関する3点のご質問にお答えを申し上げます。

まず, 1点目が, 障害者の就労の推進についてでございます。

議員ご案内のとおり, 当市内には, 福祉的な作業所といたしまして, くにみ, つばさ, あゆむ等, あるいは知的障害者の通所授産施設といたしましてひまわりがございまして, 就労継続支援

事業に取り組んでいるところでございます。そして、その事業の内容といたしましては、日常生活能力の向上を図るための支援、あるいは一般就労等への移行に向けた、園芸作業、木工作业、手芸作業等を今、行っておりまして、製品化したものにつきましては一部を販売しているという状況下でございます。

先般、この障害者の就労だけではございませんが、当管内を所轄しておりますハローワークと、今の求人状況等について話をする機会がございまして、るる話を申し上げたところでございますが、今の有効求人倍率が1を超えている状況になってきているのは、事実でございます。しかし、障害を持っている方の就労につきましては、なかなかその道が開けないというのが実態でございます。

したがいまして、引き続き、ハローワーク等との連携は強化をしていくことはもちろんであります。これだけを追い求めておりまして、なかなか就労の機会はできてこない。そんなことを考えましたときに、その製品化したもの等についての、あるいはそれ以外のものでもいいわけではありますが、販売事業とか簡単なお店ということとか、あるいは市内の各施設での製品化したものの販売事業とか、そういうあらゆる機会をとらえた中で、就労の支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目のお尋ねの中で、救急体制の確立のための医療サービスのネットワークの構築についてのお尋ねがございました。

今、当市内全体で非常に困っておりますこととしましては、救急体制につきまして、本来であれば、市内、あるいは近隣の医療機関等の救急体制の強化・充実が図られることが最も望ましいわけではありますが、現時点はそういう状況になっていない。そんな状況を踏まえまして、今、救急車が出動いたしまして、患者を収容しましても、どこの病院に行くのか。第1点は、患者がかかりつけの病院等の希望を伺って、そこに真っ先に当たり、そこがだめであれば次のところということになってしまいまして、なかなか出発までに時間がかかっているという実態がでございます。加えまして、65歳以上の高齢者の方を中心にデータをとってみますと、太田市外への患者搬送が今増加の傾向にございまして、昨年の救急出場に占める比率を申し上げますと、54.6%が市外の病院に行っていると、そんな状況下でございます。

そういう中で、できるだけ救急体制としては、近い病院で、換言しますと市内の病院ということになるわけではありますが、そういうところとの連携をもっと消防本部との間で密にして、これは1つの理想になりますが、できれば、消防本部に対して各病院から受け入れ体制の情報といたしますか、そういうことが集約をできるような形になれば、もっと早く救急車が出発できると、こんなことが考えられるわけがあります。

そういうことが1点と、それから、高齢者の方は、ほかの医療機関にかかっているケースというのが非常に多いわけがあります。そこから先は、個人の情報の機密保持ということにも関連はいたしてまいりませうけれども、市内の医療機関等と各医療機関での検査結果等のデータについて、これが共有化が図れるとしますと、行ってからまた検査、検査ということじゃなしに、治療にかかれる、そういうことが考えられるわけがあります。

そんなことを踏まえまして、何とか医療サービスのネットワーク化が図れないだろうか、そのことを検討してまいりたいなど、そういうことでありまして、今まだ緒についたところまでございまして、具体的な内容まで至ってないのは申しわけないんですが、そういうことを考えているということでございます。

次に、3点目のお尋ねの中で、企業等の立地促進、あるいは立地企業のフォローアップ体制についてご質問をいただきました。

平成18年度から、企画課内に、企業誘致を推進する専門職員1名を配置いたしまして、企業の誘致活動を進めてきたところでありますが、平成19年度からの新たな行政組織におきまして、企業誘致の推進室を設置することといたしたわけでありまして。この中で、企業からの情報の収集というのがまず第1番目に大きな課題でありまして、アンケート調査等も踏まえ、あるいは企業に関連する情報の通じる方たちからいろんな情報を収集しながら、今、営業活動をしているところであります。それらの情報のフォローアップということも当然必要になってまいりますし、さらには、既に本市に立地をしている企業等への訪問ということも必要になってまいります。企業の事業拡大に伴う施設の増設、あるいは雇用の拡大、さらには関連企業の誘致等にもそれらの情報をつなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、企業誘致に関しましての営業職の専属的な人材の登用でございますが、現在のところは、専任職員と担当課長、それに私という形で、企業に直接誘致活動を行っておるところでございます。引き続きそのような体制においてやっていきたいというふうに思っております。したがって、営業専門職の新たな登用ということは、ただいまのところ考えておりません。

さらに、優遇策に関してでございますが、本市の優遇制度につきましては、さきに新規の雇用の奨励金等につきましても、議会のご承認を賜って、今、それをもとにやっております。このような中で、本年2月に、太田の工業団地に1社の立地が決定した状況下でございます。現在も、7社でございますが、交渉をしているところでありますことから、当分の間は、現在の優遇制度によって誘致活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 山口議員の質問の中で、行政についての中の市職員削減と活用について、まずご答弁を申し上げます。

これにつきましては、削減計画につきましては、さきの鈴木議員、あるいは小林議員にご答弁を申し上げたとおりでございます。

議員ご質問の、職員の理想的な人数という質問でございます。これにつきましては、地方公共団体の職員の数につきましては、先ほどもお話ししました。そういう中で、団体の人口、面積、産業構造、あるいは合併の有無、所管する事業、事務事業の内容、こういうのについて、一律に比較するという公式的な指標は、国及び県からは示されていないという現状がございます。そういう中で、本市と全国の類似団体との相対的な比較をしてみますと、本市と人口及び産業別の就

業人口構成比が類似する全国 88 の市がございます。これにおける平成 18 年 4 月 1 日現在の人口 1 万人と置きかえた場合の一般行政部門職員数につきましては、平均で 70.22 人という全国的な類似団体の数字が出てございます。これに対しまして、本市は 70.76 人というような現在の職員数になってございます。

次に、勸奨退職の推進でございます。現在、勸奨退職制度の中においても、多数の退職者が出ていることをかんがみまして、今後とも現行の勸奨退職制度を維持して、さらに活用していくという方向には変わりございません。そういう中で、特段この措置を講ずるということについて、特に夫婦共働きの職員についてということで、これらについては法的に難しい状況にあるという現状がございます。

次に、職員の有効活用についてということで、日ごろから職員に対しましては、地域の行事や活動に積極的に参加をするということを喚起しております。4 月からは、職員が地域に出向き、一段進んだ行政各部門の説明等を行う出前講座というのを、積極的に行うということも予定されております。また、市民サービス向上の一環としまして、窓口時間延長検討準備会というのをさきに開催し、時間外の窓口対応について実施をする方向で、現在、検討が進められているという状況でございます。さらに、現段階で設置されている住民票や印鑑登録証明の自動交付機についても活用するというので、住民サービスの内容の拡大を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 地球温暖化対策についてお答え申し上げます。

初めに、集中豪雨等による災害に強い道路、側溝等の基盤整備についてでございます。

このところ、記録的な集中豪雨により、土砂災害や河川のはんらんが発生し、甚大な被害が多発するという状況となってまいりました。そこで、少しでも被災の程度を低減する必要がありますことから、道路や排水施設等の整備に当たりましては、これまで以上に、現地における排水系統や集水面積などの調査を実施し、安全性の確認をした上、工事を実施してまいりたいと存じます。一方、地区によりましては、大雨時に、地形的な制約などから排水処理が困難な箇所がございますことから、随時現地の調査を行い、市民生活に支障がないよう施設整備を実施してまいりたいと思います。

なお、平成 19 年度は、太田地区の小目町川中子、金砂郷地区の中利員町古宿など 9 カ所の工事を実施する予定としており、今後とも計画的な雨水の排水対策に努めてまいります。

次に、異常気象による災害防止へ、危険箇所の事前チェック等の徹底についてでございます。

危険箇所の対応につきましては、既に策定しました災害マニュアルに基づき、急傾斜地や地滑り危険箇所における定期的なパトロールの実施、及び台風や災害が予想される場合には事前のパトロールを実施するなど、住民の皆様の安全確保に努めているところでございます。

次に、私有傾斜地の土砂崩れ等の災害に対する支援策についてでございます。

私有傾斜地の土砂崩れ等の災害に対する支援策につきましても、個人の財産の保全ではござい

ますものの、市民の皆様の安全の確保を図る観点から、現地を確認の上、土砂災害の被害を最小限に抑止するためのシート張りや流出土砂の撤去などの対応を、これまで実施してございます。また、その対応に当たりましては、復旧工法も含めまして、地権者との十分な協議を行い、ご理解をいただいた上で対処することとしてございます。

なお、今後の対応につきましては、本市の約7割が中山間地域となっており、急傾斜地や地滑り危険箇所も多く、また、金砂郷の一部地区につきましては、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に既に指定されておりますことから、災害の発生するおそれのある危険箇所を明示し、円滑な避難を図るため、土砂災害ハザードマップを作成するなど、防災体制の一層の整備に努めてまいります。

次に、新宿上町の市街化区域についてでございます。

この地区には、将来にわたり営農の継続を希望をされている方がおりますことから、現在、市街化区域での農地を計画的に保全する生産緑地法に基づく指定について、県との協議を続けているところでございます。この生産緑地制度は、30年後におけます市の買い取り及び公共施設用地としての利用を想定しているなど、将来に向けた課題が多くございます。そこで、今年度に、土地利用の現況、建物現況、都市施設、市街地整備の状況等について基礎調査を実施し、市街化区域内の土地利用の実態を把握した上で、市街化区域全体の中における生産緑地の量的なバランスなどを含めた、将来の土地利用を検討することとしてございます。

現在の進捗状況につきましては、基礎調査に基づくデータのとりまとめを行っておりますとともに、生産緑地の指定を行っております首都圏の特定市におきまして、現地調査を実施してございます。今後につきましては、基礎調査の成果及び近隣市の動向などを踏まえて、生産緑地の指定の可否について、県とも協議しながら検討してまいります。

なお、誠意はどの程度かとお尋ねでございます。これまで市街化区域から調整区域へのいわゆる逆線引きから、今回の生産緑地指定の件へと、時間は要しておりますけれども、誠意を持って対応しておりますことをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 地球温暖化対策についての中で、2点お答えいたします。

最初に、地球温暖化対策に係る太陽光、風力、水力、バイオマスなどの活用と支援策についてお答えいたします。

この地球温暖化対策は、世界的な問題として論議され、先進国の温室効果ガス排出削減のため、数値約束を定めた京都議定書が平成17年2月に発効されたところであり、各国の数値目標達成には大変困難なものもありまして、これまでの大量生産・大量廃棄という図式そのものの見直しを迫られ、環境に配慮した循環型社会形成に向けた取り組みが始まっているところであります。各市町村においても、将来的な環境基準として、省エネルギービジョンの策定や新エネルギーの活用推進など、積極的な動きが見られる状況でもございます。

当市においても、熱利用分野として、市清掃センターの余熱利用による温水プールや、民間企業による風力発電施設の導入、未利用有機物資源を生かしたバイオマス施設の稼働など、新エネルギーの活用を図っているところであります。このほかにも、全国でも貴重な、ダムを使わない自然落下方式の水力発電施設もありまして、現在、開発・導入がおくれております太陽光の活用が図られれば、常陸太田市は環境立市宣言も可能であると考えております。

しかし、太陽光を含めた新エネルギーのさらなる導入には、まだまだ課題点も多く、費用対効果を考えますと、既存エネルギーの利用との比較でも、経済性の向上は望めない状況も側面にありまして、導入の意義を明確にする必要があるものと考えます。

いずれにしましても、当市にこれだけの新エネルギーの素材がありますことから、来年度、地域の特性を生かした自然エネルギーと環境を考えることをテーマにした、次世代を担う小学生等を対象にした環境教育を開催してまいりたいと考えております。

次に、二酸化炭素ガス等の排出削減対策についてお答えいたします。

この対策は地球規模の問題であります。当市においても、市民全体で取り組まなければならないものと考えておりまして平成19年度に、地球温暖化防止計画を策定する予定であります。この内容として、公共交通機関の積極的な利用はもちろんのこと、車のアイドリングストップ運動やエコライフ運動など、身近にできるものを企画立案し、まとめたいと考えておりまして、即実行できる体制づくりも促進してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 環境についての中で、地球温暖化対策の中のドップラーレーダーについてのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご発言のとおり、ドップラーレーダーを整備することにより、迅速な警報や警戒体制をとり、被害を最小限に抑えることができると聞いております。平成18年度末に全国で9カ所整備される、特に平成19年度については11カ所のレーダーが整備されるということになっているというような状況を聞いております。現在、地方公共団体において、このレーダーを運用しているところはないと。地上観測、雨量観測等にデータの活用を進めておりますので、今後ともこれらのデータの活用について、当市としましても、関係機関にできれば要望してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、災害の場合に市民の被害が最小限に抑えられるように、自治体と連携を密にして、情報の共有化が図られるように、防災対策の中で、国・県等については、この災害対策の強化ということで要望をしてまいりたいと考えております。

次に、避難誘導表示の設置、整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

今議会に提案しております平成19年度一般会計当初予算に計上してありますように、避難所の表示板と避難所誘導表示板の整備を進めることになってございます。現在、太田地区には、避難所の設置、避難所の表示板の設置は済んでおります。未整備の地区ということで、金砂郷地区、

水府地区，里美地区の各小中学校に対しまして，19年度の予算で避難所の表示板の設置を行っていくと。さらに，一部，避難所の誘導表示板，避難所に行く誘導表示板につきましても，計画的に設置を進めていくという方向で，現在，予算を計上してございます。

また，表示板の物的整備にあわせまして，地域の住民に対しまして，最寄りの避難所の周知や避難経路の確認等についても，自主防災組織等も含めました中で，実施をしまいたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 地球温暖化対策の中で，エコスクールの推進についてお答えをいたします。

近年の地球環境に対する国内外の取り組みの現状や対応を見てみますと，これからは，地球・自然環境への配慮を主たる目的とした，環境を考慮した学校施設，いわゆるエコスクールの整備が求められております。

環境を考慮したエコスクールとは，施設面，運営面，教育面の3つでとらえることができるというふうに考えております。第1に，環境への負荷の低減を目指して設計・建設がなされる施設であること。言いかえれば，地球，地域，児童生徒等に対して優しくつくることだというふうに考えております。第2に，環境への負荷の低減の目的に沿った運営がなされる施設であること。言いかえれば，建物，資源，エネルギーを賢く，長く使うことであるというふうに考えております。第3に，環境教育にも活用されることが可能な施設であること。言いかえれば，施設，原理，仕組みを学習などに利活用することだというふうに考えております。

当市におきましても，一例を挙げますと，のぞみ幼稚園では，採光用に，内のデッキ天井をガラス張りにして，天気のよい日には照明を減らせるようにつくっております。また，夏の暑さを和らげるために校舎南側ベランダにアサガオを植生させる壁面緑化を行っている学校は，多数ございます。機初小学校と金郷小学校では，太陽電池パネルと風車による発電装置を使い，新エネルギー活用の学習を行っていますし，各小中学校では，環境エネルギーに関する学習などで，地球温暖化防止のための学習を行っているところでございます。

環境を考慮したエコスクールの整備推進に当たっては，柔軟な発想のもとに，新たな観点から創意工夫をすることが必要であり，地域の実情に応じて多様な方法を検討することが大切なことであると考えております。今後も，総合的な観点に立って，環境を考慮したエコスクールについて研究してまいりたいと思います。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 環境についての中の，市民バスについてのご質問にお答えいたします。

地域交通会議の協議の進捗状況でございますが，昨年5月以降，本年2月までの間に6回の会

議を開催し、本市の地域公共交通のあり方について協議を行ってまいりました。会議におきましては、本市における公共交通の現状分析を行い、路線バスに対する支援の考え方、市民バスのコース、運行ダイヤ、有料化、患者輸送バスみどり号の運行、戸口から戸口までの移動可能な予約型乗り合いタクシーの試行運行の実施、公共交通の利用促進策等について、協議をしてきたところでございます。

この中で、市民バスにつきましては、現在の里美・水府コースをそれぞれの地区別のコースに分け、2コースとするほか、幸久地区と松栄、中野、小島を1つのコースにまとめるなど路線の整理を行いまして、現行の8コースから10コースにふやす計画を策定いたしました。なお、各コースにつきましては、各地域の皆様のご意見をお聞きしながら引き続き検討を行い、平成20年1月には新しいコースでの運行を開始できるよう、事務を進めてまいります。

停留所の整備につきましては、会議において、屋根、ベンチの設置など周辺環境整備の必要性も論議されており、利用者の多い場所等を中心に、地元商店や企業等とも協議をさせていただき、協働による設置を検討しているところでございます。

以上です。

議長（高木将君） 16番山口恒男君。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番（山口恒男君） 大変ありがとうございました。市長施政方針について、市長みずから多くのことをお話ししていただいて、安心して、これを執行していただきたいと思います。特に医療関係、そういったものでも本当に力強く考えていただいて、ありがたく思っております。ぜひとも実現に一日でも早く達成していただけるよう、よろしく願いいたします。

市職員の削減と活用の中で、市職員の活用という話の中で、一端をちょっとお話ししたい部分がございます。これは、当市でも、いろいろな形で、市職員の提案等ですべての事業が進んでいる部分も多いかと思えます。そういった部分が、まだまだ、我々にもそうですし、一般市民にも見られない部分がございます。そういった意味では、業務だよりみたいな……、市職員の業務だよりというような形でもっと周知徹底ができると、ありがたいのではないかと。これによって多くの人が知ることもできると。

いろいろな声が出ていることはたしかだと思えますが、ここに新聞の記事でもありますが、奈良市で、職員の行財政改革などについての提案を求めたところ、多くの案が出たということで、行政改革に関しては92件、広告事業についてのアイデア募集で126件もあったと。こういったものを発表できるような雰囲気、媒体を使ってやっていただきたいなと思います。この奈良市は特に、皆さんもご存じですが、昨年、痴漢とかセクハラ、酒気帯び運転ですか、そういった職員の不祥事が続投して、その中には、5年間で8日間しか出勤せず、公共事業の入札に圧力をかけていたというようなこともありまして、その反省というわけでもありませんが、こういった取り組みがされていることがやはり公表されていくことによって、市民も少しは安心していく部分があるのではないかと思います。そういった意味から考えれば、ぜひ市職員のやっていることをもっと公表していただいて、市民にわかっていただくようなご努力も必要かと思えますので、

よろしくお願いいたします。

環境について、さまざまな点でお話しいただきました。個人の所有する傾斜地においても、そういった何らかの形で支援していただけるということで安心いたしましたが、これも、私、先日高齢者の方のおうちにお伺いしまして、やはり水害の影響なんでしょうけれども、土砂崩れが起きて、ご主人を亡くして、本当にご婦人1人の高齢者なんですけど、どうしていいかわからないと。本当にお金もないし、近所の業者の方が見積もってくれたらいいんですが、そういったことでお金が出せない、どうしたらいいんだろうと、そういった不安等も感じておりましたので、その点からも、行政側のチェックと、あるいはそういった窓口をもうちょっと周知していただいて、常に相談ができるような体制も必要かと思っております。

また、その他の面に関しては、各執行部で相当力を入れて、これに向かって進んでいただけるようなお話をいただきました。その中で、エコスクールではないんですけども、地球温暖化による生徒たちのこれからの学習体制で、今年度も職員室等にクーラーの設置等があると思いますけれども、それだけではなく、やはりこれだけの温暖化で、勉強するには本当に厳しい状況がふえると思うんですね。そういった意味からも考えて、やはり扇風機等ももっと設置する必要があると思いますし、そのためには、太陽光利用とか、そういった自然エネルギーを利用したの設置を、ぜひとも心がけていただきたいと思います。

また、新宿上町市街化区域について、執行部の方が誠意を持って対応されていることが十分わかりました。こういったものも、もっとその団体の方々にも周知していただいて、やっていることをきちっと伝えていただければ、ありがたいと思います。

また、市民バスについても、20年1月に開始ということで、まだまだ新たなコースが出てくるようではありますが、本当に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

私は、以上の点で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高木将君） 次、26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番(宇野隆子君) 日本共産党の宇野隆子です。発言通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、市長の2007年度施政方針についてお伺いいたします。

この間の……、この間といいますと、小泉改革のこの4年間を指しますけれども、この地方政治と地域住民をめぐる大きな変化は、医療と年金の改悪、介護サービスの取り上げと負担増、障害者からの自立を奪う応益負担の導入、雇用の破壊と格差の拡大、農業破壊、郵政民営化で、各地の集配局の統合・廃止、小児科・産科などの医師不足と経営難、そしてきわめつけは、昨年6月の庶民・高齢者への大增税など、国の政策が地域住民を苦しめ、地域を痛めつけています。そして、地方分権とは裏腹に、三位一体の改革の名による地方財政への攻撃、平成の大合併、地方行革指針による集中改革プランでも、職員削減と民営化、福祉の切り捨てなどの、地方政治への干渉を続けています。国の増税策で非課税から課税世帯になり、それに伴う国保税、介護保険料、利用料の負担増は、住民から「本当に腹が立つ、泣きたい思いだ」、こういう声でいっぱいです。

市は、悪政の防波堤になるどころか、国の地方行革の押しつけと財政締めつけを背景に、民間

委託の推進，指定管理者制度の導入・促進，補助金の整理，定員の適正化計画による職員の削減など，こうした方針を打ち出しております。

私は，今，本当に住民が大変なときに，営業が大変なときに，自治体らしい自治体として，住民の福祉の機関としての役割を發揮し，市民の暮らし，福祉を応援する，市民の切実な願いにこたえる自治体が求められているときはないと思います。国の防波堤となる対策，集中改革プランの取り組みの考え，住民への福祉の心，これを最も大切とされる機関としての役割について，市長のご見解をお聞きいたします。

今議会で，一般質問の中で，同僚議員からも夕張市の問題について出されました。私も，夕張市の問題について一言意見を述べさせていただきたいと思いますが，夕張市の歴代市政が，人口激変の中で，身の丈をはるかに超える観光開発に次々と乗り出し借金を膨らませたこと，赤字財政のやりくりと隠ぺいのために，会計間の不正操作を行い，結果として借金を膨大にしたことも重大な要因ですが，主要な要因は，国のエネルギー政策の転換による炭鉱閉山と後処理にあります。夕張市の財政再建団体化がマスコミでも大きく取り上げられ，あたかもどこの自治体でも破綻の危険にあるかのような論調が見受けられますが，夕張市の場合，国と道の責任をきちんと見る必要があると思います。

今日の財政を圧迫している要因は，90年代のバブル崩壊と，その後の国の景気対策による公共事業の集中的展開の借金返済と，小泉内閣の三位一体の改革による地方財政の締めつけにあり，さまざまところで自治体の責任による財政破綻の危機のように論ずるのは，事態の全体を見ていない議論ではないでしょうか。

当市の財政が厳しい中で編成されましたが，要は，市長，行政の姿勢だと思います。今，必要のないもの，急がなくてよいもの，不要不急ですけれども，それらは後に回して，暮らしを真に応援するものから優先して財源を使用することはもちろんのこと，国に対しては，地方切り捨て，地方財政切り縮みをやめさせること，特に地方交付税の根幹である財源保障，調整機能の縮小・廃止を許さず，国に充実を求めていくことが重要になっていると思いますが，ご所見をお伺いいたします。

2番目に，全国一斉学力テストの問題についてお伺いいたします。

40年ぶりに行われる一斉学力テストについて，憲法に保障された教育の機会均等を否定し，教育再生プランに道を開く具体化の1つであるこの学力テストの見直しを求める立場から，質問をいたします。

学力テストは，4月に，小学校6年生と中学3年生のすべての児童生徒を対象に行われます。国語と算数・数学の2教科のテストを全国一斉に受けさせ，学校と子供に成績順の序列をつけるというものです。子供，学校間に過度の競争とふるい分けを強いる全国学力テストは，子供の心を傷つけ，学校嫌いを広げ，国民のすべての子供に基礎学力をしっかりと身につけさせたいという願いに逆行します。保護者や教師への説明はどのようにされたのか，こうした問題について，どのように検討されたのか，ご見解をお伺いいたします。

文部科学省が予定している全国一斉学力テストが予定どおり実施されれば，日本全国の小中学

校の子供と家庭の個人情報を受験産業と国が握ることになるという重大な問題に懸念の声が上がっていることは、ご承知と思います。文科省の全国学力テストは、加えて浮かび上がってきたのが、個人情報保護にかかわる問題です。全国学力テストには、教科のテストとともに、学校や家庭での勉強や生活について子供に尋ねる質問紙があります。昨年11月から12月に実施されました全国学力テストに向けた予備調査では、質問紙の回答用紙に、学校名、男女別、クラス、出席番号とともに、名前を記述するように求めています。質問は、生活習慣や人間関係、教科書の好き嫌いなど92項目に及びます。「今住んでいる地域が好きか」など、内心にかかわる質問、「あなたの家には本が何冊ぐらいありますか。教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます」など、家庭環境にかかわる質問が数多くあります。

これらの個人情報を文科省が一手に握るだけではありません。全国学力テストの回収、採点、集計、配送業務は、民間企業に委託されるわけです。小学校は、進研ゼミで知られるベネッセコーポレーション、中学校が、NTTデータが教育測定研究所、旺文社グループと連携して当たるようです。受験産業が業務を請け負うのです。子供への100項目近い質問と教科テストで得た個人情報を、これらの民間大企業が独占するわけです。塾やおけいこ事にかかわる質問も少なくありません。「1週間に何日学習塾（家庭教師も含む）に通っていますか（夏休みを除く）」と質問し、その答えも、「毎日」、「6日間」、「5日間」、「4日間」、「3日間」、「2日間」、「1日」、「通っていない」と、8項目を用意するほどの念の入れようです。個人名まで書かせて通塾状況をこんなに詳しく質問すること自体、特定の営利企業が、国民の税金をもって自分たちに有利なデータを独占的にとることがあってはならない行為です。

全国学力テストへの参加・不参加は、児童生徒、学校、教育委員会の判断に任せ、個人名を書かない、書かせないことも認めるべきです。この教育産業、受験産業と結びつく多くの問題を含んでいる今回の全国一斉学力テストについて、どのように受けとめておられるのか、お伺いをいたします。

3番目に、入札制度の問題と、検討委員会の内容についてお伺いいたします。

私は、公共工事をめぐる談合の防止、不正行為を排除するため、これまでに繰り返し議会で取り上げ、予定価格の事前公表、書取書によって、入札業者、入札金額、落札率、入札経過などを閲覧できますが、さらなる情報公開など、公共事業の入札制度の改善を求めてきました。

入札に係る落札率について、95%以上は談合の疑いが強いと言われております。常陸太田市では、平成16年度は、建築・土木工事等で95.64%、平成17年度94.10%で、1.5ポイント低くなっておりますけれども、大変高い落札率となっております。18年度についての落札率をお伺いいたします。

また、検討委員会において、今、入札制度の改善を図るためにどのような検討がされているのか、その内容についてもお伺いいたします。

4番目に、障害を持つ人の在宅、施設の支援策についてお伺いいたします。

重い利用料負担のために、施設からの退所を余儀なくされている障害者自立支援法が、障害を持つ人、家族、関係者の大きな運動によって、国は少し改善を余儀なくされました。2006年

度補正予算，2007年度，2008年度と両年度予算で，総額1,200億円になる特別対策を打ち出さざるを得なくなりました。国の特別対策は，利用者負担の軽減策，通所施設への激変緩和措置，新体系への移行のための緊急的な経過措置です。国の特別対策は一定の改善ですけれども，これは2008年度までの2年間の限定措置であり，肝心の定率1割の応益負担には一切手を触れていません。さらに抜本的な見直しが必要だと思えます。

昨年9月定例の一般質問で，私は，障害のある人の真の自立を支えるために，3点について質問をしてきました。この3点については繰り返しませんけれども，その1つの中に，独自の施策を行っている自治体などに学んで，在宅障害者の全サービスの利用料負担を3%に軽減する，というようなことを求めました。また，私が所属する文教民生委員会においても，先ほども一般質問の中でご説明がありましたけれども，障害を持つ人たちへの支援策を盛り込んだ要望書を提出いたしました。新年度予算では，利用者1割自己負担を，2分の1市独自の助成を行うと提案されており，これは大きく評価できるものです。国の特別対策，市の助成制度などの制度改正について，どのように今後周知を図られるのか，お伺いをいたします。

次に，施設の問題ですけれども，障害者自立支援法によって，小規模作業所の存立が大変危ぶまれております。当市においても，精神に障害を持つ人たちの作業所として，10年以上，関係者の努力で運営されてきた作業所が，今月いっぱい廃止を余儀なくされております。この間，この作業所の継続のためにどのような話し合いを持ってきたのか伺います。

また，4月から廃止されるとなりますと，今，利用されている精神に障害を持つ人たちに，今後どのような支援策を講じられるのか，お伺いをいたしたいと思えます。

もう一つは，精神障害者の方に限らず，身体に障害を持つ方たちの働く場の問題です。安心して，安全なところで楽しく働く場所の提供，例えば市役所のロビーとか，総合福祉会館内など，こういったところでの働き，就労支援ができないものかどうか，検討しておるならば，お答えをいただきたいと思えます。

私は，先月の末のころでありますけれども，東海村にあります東海村の総合福祉センター絆に行っていました。担当の方に，それぞれ館内を全部案内していただきまして，私が調査したかった，精神に障害を持つ方たちのデイケアを見てまいりました。村の福祉部に，精神保健福祉士の資格を持った人をきちんと配置して，非常に明るい雰囲気の中で……，建物も3年目ということでしたけれども，明るい雰囲気の中で，落ち着いた中で皆さんが過ごしておられました。また，その中には，特定非営利法人として，障害を持つ人たちなどでパンづくりをしている法人があるんですけれども，そこの法人もその総合センターの中に入っておりまして，おいしいパンを販売して，元気にそこで働いている姿を見てまいりました。

そのときに，当市のことを思ったわけですけれども，やはり当市では，障害を持つ人たちに対して，その支援にまだまだ力を入れる必要性をひしひしと感じとってきたわけです。今後，常陸太田市について，新たに何に力を入れて，障害を持つ人たちを本当の意味で支えていくのか，ご見解をお伺いいたします。

5番目に，粗大ごみの収集についてお伺いいたします。

私どもで実施いたしました市民アンケートに、里美地区の方から、こういうアンケートからの回答がありました。「合併前は、年に1回粗大ごみの収集が行われた。しかも、無料で非常に助かった。合併後、こういう制度がなくなってしまった。そして、粗大ごみは、自己搬入するか、委託業者に電話申し込みによる戸別回収になっているが、自分で搬入するには、高齢で、そして何よりも運搬距離が長く、処理できなくて困っている。しかも料金までかかる。前のように収集してほしい」、こういう苦情と要望が寄せられました。これは、水府地区も同じだと思います。

現在、粗大ごみの回収は、太田に統一させて、町内ごとに集積所を1カ所設けて回収する方法と、直接清掃センターへ持ち込む方法がありますが、県内一広い面積を持つ当市においては、地域、地区別に利便性を考慮した収集方法、指定集積所の拡大、あるいは負担を軽くするための収集体制の強化、こうしたことで収集方法を検討すべきではないかと思っておりますけれども、ご見解をお伺いいたします。

また、4月からの機構改革の中でも、人事の中でも改善策があるように伺っておりますけれども、そのあたりもお聞かせいただければと思います。

1月30日付の茨城新聞に、皆さんもご承知のように、常陸太田市の記事が大きく取り上げられました。よい話題ならいいんですけれども、不法投棄に関する記事が掲載されたわけです。ごみの不法投棄が粗大ごみ収集の方法と関係があるかないかという問題については、投棄されていたごみの種類、量を分析してみるのも、1つの手がかりになると思います。

例えば、家電4品目が特に多いのであれば、リサイクル料を消費者が負担する家電リサイクル法施行の影響が非常に大きい。商品を販売するときにリサイクル料をそこに乗せる、メーカーに責任を持たせる法改正を国に求めることが必要ではないかと思っておりますけれども、そのために何かアクションを起こしておれば、お聞かせいただきたいと思っております。

また、この新聞記事によりますと、常陸太田は県内一面積が広いですが、その上に、山林や河川など自然に恵まれていると。恵まれているのは大変結構なんですけれども、必要な森林の整備を図る、あるいは未然防止、例えばパトロールなどの監視体制ですが、そうしたことで未然防止を行うと。なかなか現場を……、捨てられている現場をつかむということになりますと、これは非常に至難のわざだと思っておりますけれども、どのように不法投棄の防止のために強化するのか、伺いたいと思っております。

それから、この記事によりますと、家屋などを改築・解体した際に、業者が古くなった家電品の処分を依頼され、安易に引き受けたあげく、処分に困って投棄するケースが多いと、市がどのように答えているということですが、実際、こういうケースがふえているのかどうか。また、罰金を科すということですが、こういったことが実際行われているのかどうか、この辺も伺いたいと思っております。大変頭の痛い問題ですが、検討している内容をご答弁いただきたいと思っております。

話は前後しますが、このごみの不法投棄ですが、これは、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながるので、本当に絶対に許すことはできない行為です。また、処理するためにどれだけの税金がかかっているかといいますと、500万円からの多額の費用を

かけて処理しているというのが実態です。他市では、行政と関係機関によるパトロールだけでは一向に減少しないので、監視カメラまで設置している自治体、あるいは、里美地区でも行っております鳥居を設置するとか、こういうことでいろいろと苦心はされているようですけれども、なかなか効果が上がらないというのが実情のようです。不法投棄対策についてのご見解をお伺いいたします。

6番目に、市町村合併後のまちづくりと地産地消についてお伺いいたします。

大規模な地域再建を伴う市町村合併のもとで、地元役場は支所になり、学校や児童福祉施設などの統廃合が繰り返されると、今まで身近で頼りにされた公の機関も、期待できない存在になりつつあります。市町村合併で地域の活力がなくなり、過疎地などをふやしてしまうと、地域の活性化、地域産業の停滞、衰退とも相まって、地域社会に大きな影響を及ぼします。合併してよかったと、こういう声が聞かれず、急速に進められた合併の影響が、今後顕著にあらわれてくるのではないかと、そのあらわれ方も、複雑、また時間的にもまちまちだと思いますが、常陸太田市のように、やはり広域された地域の周辺部がこのような活性化を失ってしまったのは、まずいわけです。手おくれになる前に、やはり、地域、集落を維持し、活性化する取り組みが重要になっており、そのためには、農林業や地場産業を維持発展させるために、国の産業政策にしっかりと位置づけさせることも必要だと思います。地域の自然条件や、農家、地域経済、集落の役割を含めた対策を明確にして、地域のパワーを生かす仕組みづくりが重要だと思いますけれども、ご所見をお伺いいたします。

里美地区では、3月3日、定年退職した団塊世代の仲間です里美発見団を結成したという記事が載っております。経験と知恵を生かして、田舎暮らしの支援や農産物、観光資源などの情報を発信し、都市との交流を図る活動を進めるとのことで、地域おこしの組織として期待されていると思います。

先人たちの知恵と地域に残る伝統的な食文化を生かした、他地域にない独自のライフスタイルを提供する取り組みと、地産地消を生かした取り組みを、行政、関係事業者、住民団体の協働のまちづくりとして推進していくことが重要だと思います。新年度から常陸太田市地産地消推進協議会を設置して、地産地消を推進していくことが施政方針で述べられておりますが、魅力ある、また買い物が楽しくできる道の駅などでの農産物直売や、農村女性起業家を育成支援していく取り組みなど、広がっている地産地消を生かしていくことが大切だと思います。

ちなみに、農村女性による起業の経済効果を試算した農村工学研究所が、2004年度の総売り上げが624億円を超えたと発表しております。これらの事業による売り上げも仕入れも地元ですから、地域経済に重要な貢献をしていると。ですから、地産地消を推進するということは、非常に経済効果も大きいということが言えると思います。今後の取り組みと協議会組織の構成、推進方法についてお伺いをいたします。

最後に、小規模工事契約制度の創設についてお伺いをいたします。

これについては、2年近く前に一度提案をしております。いわゆる入札参加資格者登録を受けていない方でも、小額でも、内容が軽易な契約の発注・施工を希望する方を登録して、市が発注

する工事、修繕等のうち小規模な工事において積極的に業者選定の対象にすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化につながるという制度で、ぜひ創設してほしいと質問をしたわけです。この制度は、全国的に見ましても、現在、自治体に非常に広がりつつありまして、茨城県内でも、鉾田市、守谷市などの内容も非常によくできているなど調査をいたしました。このときの答弁ですけれども、ほかの市町村の小規模工事希望者登録制度の現状をよく調査し研究するということでした。この間どのような調査・検討がされてきたのか、その内容についてお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 宇野議員の施政方針に関するご質問にお答えを申し上げたいと思いません。

施政方針の中でも申し上げましたとおり、平成19年度の一般会計予算につきましては、税源移譲等によります市税の増加が見込めましたものの、地方交付税については全国ベースで4.4%の減、臨時財政対策債については9.5%の減額となるなど、大変厳しい状況の中で予算編成となったわけでありまして。このような状況の中でありまして、市民生活の維持を図りますために、経常的な事務事業の見直しを行って、予算編成をしてきたところでございます。

お尋ねの1点目で、市長の福祉に対する考え方についてのお尋ねがございました。これまでも、弱者の支援あるいは救済につきましては、行政の仕事というふうに認識をいたしまして、こういう考え方に基づきまして、宅配買物代行サービス、あるいは障害者の福祉サービスに伴う、平成19年度からの自己負担金の50%助成などを施策として織り込んできたところであります。

今後とも、財源にも限りがあるのはご案内のとおりでございますので、議員の皆様、あるいは市民の皆様からのご意見をいただきながら、必要性の高いものから行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、不要不急の事業の見直しをどのように行ったのかというお尋ねがございました。

今までの質問の中で、それぞれ担当部長からもご答弁申し上げておりますように、経常的な事務事業内容について、1つは、財源の苦しい中で、経常経費を削減するということが大きな課題でございます。そんな中で、人件費等にかかわるもの、あるいは交際費、旅費等の削減、補助金等につきましてもこれを見直し、さらに、長期的な継続契約の適用、あるいは警備においても、それを機械警備に切りかえるなど、委託業務の見直し等も行ってきたところでございます。さらに、指定管理制度による経費の縮減、システム、事務機器の再リースなどの見直し等を行ったところでございます。

今後とも、これらにつきましては、厳しい財政が続く状況下は容易に予測されるところでございますので、事務事業の見直しを行いながら経常経費の削減を図って、財源の捻出を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

事業に対しての緊急性や優先性についてでございますが、施政方針で申し上げましたように、

基本健康審査，あるいは国民健康保険における人間ドック，脳ドックの拡充など，市民の健康を維持増進する事業，あるいは障害者への自己負担助成や宅配買物代行サービスなどの障害者・高齢者等に配慮した事業，さらには外来自己負担助成など，子育てを支援する事業，さらに放課後児童クラブへの，3カ所ではありますが，エアコンの設置，さらには，ライフラインでありますところのし尿処理施設等の改築等の快適な生活を環境をつくるための，さらには道路，上下水道など生活基盤整備事業，安全安心を確保いたしますための洪水ハザードマップの作成など，公共施設の安全性を確保する事業等々，産業の振興についても同じでございますが，これを優先的に予算配分することによりまして，市民もまちも，みんなが元気で安心安全に暮らせるまちを心がけて，予算編成をしてきたところでございます。

次に，財政的な問題について，今，大きいという中で，市長は国に対してどのように要望してきたのかというふうなお尋ねもございました。

国に対する要望につきましては，これまでも市長会等を通じまして，要望をしてきたところでございます。また，個別には，例えば道路の整備に関しましては，国土交通省に対しましての道路財源の要望，あるいは総務省に対しまして特別交付税の要望などを行ってきているところでございます。財政的な厳しさは続きますので，今後も市長会等を通じまして，さらには個別折衝も入れて，強く要望をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 全国一斉学力テストの問題についてのご質問にお答えをいたします。

この調査は，学力テストだけでなく，学習状況もあわせて調査するものでして，議員ご発言のとおり，小学校6年生と中学校3年生を対象に，本年4月24日に実施されることになっております。

この調査の目的でございますが，1つに，全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から，各地域における児童生徒の学力，学習状況を把握・分析することにより，教育及び教育施策の成果と課題を検証し，その改善を図ること，2つに，各教育委員会，学校等が，全国的な状況との関係においてみずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し，その改善を図ることでございます。

全国的な学力調査を実施することによりまして，教育委員会，学校等が全国的な状況との関係において，学力に関する状況，あるいは教育条件の整備状況，児童生徒の学習環境や家庭における生活状況等を知り，その特徴や課題などを把握し，主体的に指導や学習の改善等につなげる機会になること，また，これにより，各教員の指導方法の改善や，各児童生徒の学習の改善につながることを期待できますので，全国的な学力調査は必要であるというふうと考えております。

議長（高木将君） 本日の会議時間は，議事の都合により，あらかじめこれを延長いたします。

総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 宇野議員の一般質問の中で、3の入札制度の問題と検討委員会の内容について、まずお答えを申し上げます。

常陸太田市の一般競争入札は、原則としまして設計金額が土木3,500万円以上、建築5,000万円以上の工事について、A及びBランクの全業者を対象に行ってきましたけれども、入札検討委員会等において検討をした結果、平成18年6月1日から、土木、建築とも2,000万円以上の工事を対象として、現在、実施をしているところでございます。

指名業者の事前公表につきましては、指名業者が入札前にできるだけ知れ渡らないということ を考慮しまして、昨年10月1日から事後公表としております。予定価格については、今までどおり事前公表とはなっていますけれども、そういう事後公表に切りかえてございます。いずれも、談合の防止と競争性の確保のために行っているところでございます。

土木工事の落札率でございます。平成19年2月末現在の落札率でございますが、土木工事につきましては88.86%、建築工事につきましては83.84%となっております。平成17年度は、土木工事が92.33%、建築工事が95.18%ですから、それぞれ3.47%、11.34%と落札率が下がっております。一般競争入札の拡大につきましては、国・県とも進めているところであり、今後とも、本市においても努力をしてみたいと考えております。

入札制度検討委員会の開催についてでございますが、これは、必要な場合、随時開催をしてきております。今年度は4回開催をしております。この中で、ただいま申し上げました平成19年6月1日から、土木工事と建築工事のA・Bランクの業者だけを対象とした一般競争入札制度を、対象工事、対象者をその都度定めて、広く適用できるような制度に改正をしております。

次に、7番目の、小規模工事契約登録制度の創設についてというご質問にご答弁申し上げます。

常陸太田市で、工事の発注に当たりまして、市内業者ができるものは市内業者を優先的に指名するように努めておりますし、入札に至らない小額の契約についても、市内業者から優先的に見積もりをとるなど、地元業者に配慮した発注を現在しているところでございます。入札参加資格登録者は、市内の土木業者だけでも66社、現在あるわけでございます。現在の経済状況の中で、大変厳しい経営を余儀なくされていると聞いております。また、市内業者のほとんどが中小規模の業者であることから、市内業者を優先することは、地元小規模業者の事業拡大につながっていると考えております。

質問をしてきたけれども、この間、小規模工事契約登録制度についてはどのような調査検討をしてきたかということでございます。議員ご発言のとおり、守谷市を含めて、今、8市町の中でこれらが行われております。調査検討している中では、守谷市においても30万までの小規模登録者ということで、見積もり合わせが30万までは小規模登録者のみというようなこと、30万から130万までは入札参加資格登録者を含むと。さらに潮来市につきましても、50万までは小規模登録者、つくば市は、除外規定として入札参加資格登録者を除外すると。それと、鉾田市につきましても、複数見積もり合わせで30万までは小規模登録者のみ。それと、龍ヶ崎市においても、同じように30万未満の工事・修繕等の内容、さらに筑西市については80万未満の工事、城里については30万未満、五霞町が、同じ市内に本店住所がある者で、除外規定として入

札参加資格登録者というような内容になってございます。この制度は、それぞれの市で取り組んでいる内容が、大体登録2年間というような期限つきで行っているというような状況でございます。調査をしてきた内容はそういう状況になっています。これらについては、登録業者がどの程度あるか、または入札参加資格登録制度との整合性ということについて調査を進めてきたわけですが、当市としましては、これらの制度につきまして、現在、引き続き検討を行いながら、導入について検討を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 4番目の、障害を持つ人の在宅、施設の支援策についての中のご質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、障害者自立支援法によるサービスの、市民に対する周知についてのご質問にお答え申し上げます。

この新しい新サービスの周知でございますが、市の広報紙による啓発、それから、各種手帳の申請時または窓口相談時に、福祉のしおり、パンフレット等を配布しながら、新しいサービスの説明、啓発を行っております。また、視覚障害者に対しましては、市の広報等によりまして、カセットテープによる音訳により、わかりやすく周知をしておるところでございます。今後につきましても、より一層周知、啓発に努めてまいりたいと思っております。

それから、次に、共同作業所の概要についてのご説明を申し上げます。

今までどおりの運営ができないかというようなことかと思っておりますが、考えてみますと、現在の作業所を運営しているのは、家族会でございますが、法に基づき、今後共同作業所を運営するには、社会福祉法人、NPO等の資格取得が条件となってきております。こういうことから、家族会としましては、保護者等が、高齢の理由等によりまして資格取得が困難な状態で、このままで運営していくことはできないようなことになっておりまして、法人化が難しいということでございます。

市としましては、この家族会に対しましては、障害者自立支援法が制定されまして、本年4月から共同作業所の運営をどうするかということで、昨年7月19日に共同作業所の運営委員会を開催しまして、あと7月28日には家族会の研修会、さらには12月25日には家族会への説明会等、何回か、こういうものを通しまして説明会を行ってきたところでございますが、こういう中では、状況とかそういうことはわかっていたところであると思っておりますが、なかなか今後、今までどおりの運営をするのは、家族会では非常に難しいという状況になってきているところでございます。

それから、障害者の働ける場所についてのご質問にお答えをいたします。

現在市内に、福祉的な作業所としまして、ご案内のようによくみとかふれんず、虹の家とかつばさとかあゆむとかがございます。または、知的障害者通所授産施設でありますひまわり等がありまして、園芸作業、木工作业、手芸作業等を行っているところでございます。これらの作業所

でつくられた製品を販売する場所としまして、総合福祉会館など公共施設への販売店、先ほど市長の方からもお話がちょっとございましたが、そういう場所をどのような形でやっていったらいいか、事務所とか施設の管理者と話し合うなどしまして、実現できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 粗大ごみの収集についてお答えをいたします。

粗大ごみの収集についての地区別収集の拡大はというご質問がございましたが、基本的には、清掃センターへ個人搬入が原則でありまして、平日以外では、月1回第1土曜日の受け入れを行ってきたところですが、昨年9月から第3土曜日を追加し、対応してきたものであります。また、清掃センターまで持ち込みができない市民のためには、月1回であります。1回1,000円以内の手数料で、戸別回収を実施しております。

4月からの改善策というご質問がございましたが、4月から、生活環境課にごみ減量推進係を新設いたしまして、不法投棄対策を総合的に企画立案いたしまして、即実践できる体制をつくって、進めていきたいと考えております。

次に、家電4品目がふえているのではないかとのお話で、その分析はどうかということがございましたが、これにつきましては、家電リサイクル法が平成13年4月に施行されてから、里美地区につきましては具体的な数字を申し上げられませんが、常陸太田地区、金砂郷地区、水府地区につきましては、16年度が57台、17年度は123台、金砂郷地区は21台から22台、水府地区が63台から121台と、右上がりにふえている状況でございます。やはり家電4品目につきましては、収集手数料等のお金がかかるということで、不法投棄が多いものと思っております。今回、家電法につきましては改正がありましたけれども、地域の団体、消費者団体等からは、リサイクル料を購入時に取るような要望がありましたけれども、法改正には至らなかったものでございます。

それから、4番目といたしまして、パトロールの監視体制、未然防止を行うのか、どのような防止をするのかという質問でございますが、これにつきましては、現在、市の環境美化推進員、県のUD監視員、さらに郵便局の方々の力をおかりいたしまして、不法投棄の監視パトロールを行っているところでございます。さらに、市の生活環境課職員が、県の職員として併任発令を受けまして、不法投棄業務の職務を行うことができるようになりましたので、立ち入りを県の職員と一緒にするような体制にしております。

それから、5番目として、家屋解体時の家電の投棄はふえているが、事実関係はどうかというお話でございますが、これにつきましては、新聞記事でございますが、業者が依頼を安易に引き受けて、処分に困って投棄するケースが多いということでありまして、実際そういうケースもあるとのコメントが、この文章になったのでございます。

6番目といたしまして、処理費が500万円かかるのが、その見解はということでございます

が、清掃業務全体の総合的な政策を進める中におきまして、不法投棄の費用負担、それから処理費も含めて、考えていきたいと思っております。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 6点目の、市町村合併後のまちづくりと地産地消についてお答えいたします。

現在の農業・農村をめぐる情勢を見ますと、農業従事者の減少と高齢化、遊休農地の増大、消費者への食の安全安心に関する信頼の確保など、多くの課題を抱えている状況にあります。このような中、食料・農業・農村基本計画が策定され、この計画に基づきまして、経営所得安定対策等大綱が決定されてきたところでございます。この大綱には、価格政策から所得政策への転換を図るため、担い手に対して施策を集中する品目横断的経営安定対策や、これと表裏一体の関係にあります米の生産調整支援の見直しの導入が明記されているところであります。

市としましては、平成19年度からの本格実施に向け、各農家に周知徹底を図るため、各地区における説明会等を実施してきたところでございます。その結果としまして、集落営農組織が1団体発足し、そのほかに1団体、発足の準備を進めている状況にあります。また、認定農業者としましては、4地区の方々の総意により統合されまして、新しく常陸太田市認定農業者の会が発足したところであります。

今後の事業の基本的なあり方としましては、集落営農組織あるいは認定農業者を核とし、推進する方向ではありますが、一定の面積確保などの要件を満たすことが難しい地域におきましては、耕作作業が困難になってしまった農家をサポートする組織を設立するなどの取り組みを進めてまいります。特に中山間地域における集落におきましては、重点的に取り組む必要が大であると考えているところであります。

次に、中山間地域の特性を生かした農作物の生産及び販売についてであります。小グループを結成し、成果を上げている生産者が各地区におりますので、規模の拡大とグループの増大を図り、それぞれの地域にあります直売所などでの販売実績を上げるとともに、集落の活性化を増大させてまいりたいと考えております。さらには、グリーンふるさと振興機構が実施するグリーンさとやま学校との連携により、都会からの農業者の受け入れ環境の整備を進め、日帰り型、滞在型、定住型などのニーズにこたえられるよう取り組んでまいります。

次に、地産地消についてでございますが、小グループなどを含めた生産者により生産された農産物の販売については、自己ブランドの確立や、新鮮、しゅんの作物へのこだわり、さらには健康志向のニーズにこたえた減農薬、有機栽培などにより、生産者の顔が見える生産活動とPRを行い、直売所はもとより、地元スーパーや飲食店での取り扱い、さらにはインターネットの活用、また学校給食への活用拡充などを図ってまいりたいと考えております。

今後、これらの実現に向け、地産地消推進協議会を設置し、地域産の農産物活用推進を図ってまいります。

以上でございます。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問を行います。

全国一斉学力テストの問題についてですけれども、先ほど教育長が、学習状況を調べると、こういうことも必要だということですが、私は先ほど、いろいろ92項目にわたる一部分を説明いたしましたけれども、こういう項目を把握分析するためだと、そして、そのために改善していったというようなお話でしたけれども、問題はこの一斉学力テスト……、学力テストそのものを私も反対するわけではありませんけれども、このようなもろもろの問題を、受験産業がそうした個人情報を独占すると、そこに今回の一斉学力テストの問題があるわけですね。

ご存じのように、長野県だと思いましたが、山梨県と長野県の15の小学校で、2,000人の個人名入りデータが紛失する事故があったと。全国の学力テストで得られる個人情報は、こうした山梨や長野の紛失事故の比ではないと思うわけですね。やはりそういう意味では、今回の学力テストはそういったところに非常に問題があると。私は問題があると思うんですけれども、この点について教育長はどのように受けとめて、今後こうした問題が起きたときにどう対応されるのか、そのことについて伺いたいと思います。

入札関係ですけれども、いろいろ、旧金砂郷町の談合が発覚したというふうなこともありまして、18年度の落札率は、先ほどご答弁ありましたように、建築で83.84%、土木で88.86%だということでありましたけれども、この要因についてどのように分析されているのか。それから、今後さらに透明性、公正性、競争性の確保というためには、どのような方策を検討されているのか。

それと、もう一つ、これまでも出してまいりましたけれども、一般競争入札の完全実施を求めまいりましたけれども、なかなか実施されないと。ネックがどこにあるのか、こういう問題についてもどのように検討されているのか、伺いたいと思います。

4番目の、障害を持つ人の在宅、施設の支援策について、私は周知徹底についても、先ほど広報紙、あるいは窓口に来たときにパンフレットなどで説明するとかとありましたけれども、なかなか窓口まで行けないという方もたくさんいるわけですね。そういったときには、やはり出前での説明といったことも必要だと思いますけれども、これまでやられていたのか。今後、そういったことで、より優しい、そういった周知徹底も図ってほしいと思うわけですが、きめ細やかなといいますか、そういうところでの考えを伺いたい。

それから、家族会の問題ですけれども、今、精神障害者の方ですけれども、もう行き先がないわけですね、3月31日までに廃止ということですから。そうして、その中には二、三、先ほど名前が出ましたひまわりに行く方もいるというふうでございまして、結局行政の方では、それじゃあ、廃止を黙って見ているのかと、制度改正の中で何ら手を打たないのかと。このことについてはどう考えているのか。行政の力で何とかならないのかと私は思うんですけれども、もう一度この辺について伺いたいと思います。

粗大ごみの問題ですけれども、私は、思い切って、今不法投棄が行われていて、毎年毎年同じ

ことを繰り返していると。現場をつかむというのは本当に難しいことで、500万からの税金を出しているわけですね。それならば、一層、これまで里美村で無料でやっていたように、年1回粗大ごみ、水府村でやったように無料で収集すると、そういったことを、やはり思い切って抜本的に改革すると、私はその方がよっぽどいいのではないかと思うわけです。高齢者の人も本当に助かりますし、そういったことをしっかりと行政がやっていく中で、市民の方の環境へのモラルも向上するのではないかと、私はこういうふうに思うわけですがけれども、この辺でのご見解を伺いたいと思います。

5番目については、よくわかりました。これからも魅力ある地産地消について、大いに力を出して、頑張ってもらいたいと思います。

小規模登録制度につきましても、いろいろ調査をされまして、今後導入について検討していきたいということですので、本当に大工さんたちも、聞くところによりますと、小規模登録制度があるところでは、行政の仕事ができるというのは本当にうれしいと、やはり誇りに思うと、そういうような声も聞こえますので、ぜひ導入に向けてご検討をお願いしたいと思います。

最後に、市長の施政方針ですがけれども、私は、財源の確保あるいは財源の効率的な運用で、大久保市長が努力されていることはわかりますけれども、例えば、人件費の削減ということについての定員の適正化計画ですがけれども、やはり職員が、地方分権の中でそれなりの仕事に見合う配置は必要だとは思っています。本当に職員が忙しい中で、幾ら能力があっても、ぎすぎすした中で仕事をしていると、やはり市民との心と心の通い合う仕事というのは進まない。協働という意味でも、本来の求めるべきものは進まない、私はこういうふうに思うんですね。そういうところでも、市長の見解ですね、やはり温かい常陸太田市をつくるためにはどうするのかということについて、もう一度市長からの、施政方針の中からのご答弁をいただきたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 最後に、定員の適正化計画を推し進める上で、それぞれの業務の負担が増してくる。そういう中で、職員のやる気がどういうところをもってするのか、こんなご質問だと思います。

企業でもこういう行政でも、そこに働く人たちのやる気は、生きがいはどこを感じるかということになるわけでありまして。それぞれの係あるいは課で、何か1つの課題に向かってみんながベクトルを合わせて、それを達成できたときに、初めてやる気、生きがいを感じられる。これは、労働界がやっておりますアンケート調査等の結果からも、そういうことは明らかであります。

したがって、先般、生涯学習センターで、職員みずからが、市長はどういうことを考えながら協働とかいろんなことを言っているんだと、こんな職員からの質問がありまして、350人を超える職員が集まったときにも話をしたわけでありまして、ただいま申し上げたように、どうしても行政の仕事というのは、個人個人に属人的な仕事のやり方というのが今まで非常に強かった、そういう嫌いがあります。本当はそれではだめなんでして、何のためにその業務があるのか、

その原点に立ち戻った上で、しからは我々の係、我々の担当はどうするというを、きちっとベクトルを合わせた中で業務を推進する。そのことによって協働の精神が生まれてまいりますし、仕事に対する意欲もわいてくる、喜びも出てくる、こういうふうと考えておりました、それぞれの職場において、今、それらの機運が少しずつ、おかげさまで盛り上がってきた状況下にございます。もちろん、人はむやみやたらに減らせばいいという考え方だけではありませんで、業務量と人員との適正な配分ということは、当然、心して定員管理計画を進める必要があるというふうに思っているところです。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 全国一斉学力テストについての再度のご質問にお答えをいたします。

先ほど、質問紙調査の内容等の一部のご発言がございました。児童生徒の学習環境や、家庭における生活状況等の生活の諸側面、例えば学校の時間以外で勉強時間はどのぐらいをしているのか、あるいは1日の睡眠時間がどの程度なのか、あるいは1日の読書時間は、さらには朝食はとっているのかという、そういう諸側面の実態を把握して相関関係を分析することについては、今後の指導の改善に生かすということについては、極めて重要なことではないかと思っております。当然、個人情報の保持については、この徹底はもちろん重要なことでございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 2回目の宇野議員のご質問にご答弁申し上げます。

入札制度関係の2回目のご質問がございました。落札率が下がった要因の分析、それと今後の検討、対応というような内容でございました。

これにつきましては、まず、本市として、要因というか、考えられるというのは、先ほどご答弁申し上げましたように、それぞれ土木が3,500万以上、建築が5,000万以上という一般競争入札に付す工事について、土木、建築とも2,000万以上というような体制を、18年の6月1日から行ってきた。さらには、先ほど議員ご発言がありました、談合業者に対するペナルティーという部分につきましても、本市の場合、12月の指名停止というような処置をとってまいりました。そういう中で、こういう落札率というのに、ある程度反映があったのかなというふうに考えているわけでございます。

今後とも、国・県のこういう制度改正によりまして、よい方向でさらに検討していきたいと考えております。特に、全国知事会等において、今回、「都道府県の公共調達改革に関する指針」というのが緊急報告でなされております。そういう中では、県を通して、さらにそういう内容について、市町村にも今後、対応について通知があるというふうに考えておりますので、そういう内容についても十分検討をしてみたいと考えております。

それと、一般競争入札の拡大に当たってネックとなっている部分はというようなご質問でございます。これにつきましては、現在、合併をしまして、事務事業も大変ふえていると。そういう中で、できるものから取り組んでいるというような中でございます。こういう一般競争入札の拡

大は、当然、当市としましても必要なものと考えておりますので、今後ともこういう内容については、先ほどご答弁申し上げました入札検討委員会の中で十分論議をしながら、さらに内容について進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 4、障害を持つ人の在宅、施設の支援策の中で、再度のご質問にお答えをいたします。

障害者自立支援法のサービスの市民に対する周知ということで、どうなのかということですが、これにつきましては、出前講座等の説明会としては開いておりませんが、程度区分判定の調査を行ったときに、サービス内容を説明しておりまして、これは個人宅に出向いて話をしているところでございまして、今後、機会があるごとに説明をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、今後の在宅サービスの提供体制の確保ということでございますが、これにつきましては、市としましては、4月1日から、制度によりまして、障害者自立支援法に基づきまして、サービスを提供してまいるところでございます。この共同作業所に、現在、利用者の方が13名おりますけれども、この方は現在、2名の方は民間の授産施設へ行くということになっておりまして、また、4名の方は就労希望で、ハローワークとの面接を現在行っているところでございます。残り7名の方が在宅ということで伺っております。

しかし、これにつきましては、だれもが今までどおりこういう共同作業ができるというのが一番好ましいわけではございますが、今後、皆さんがその利用をどのようにされるかということになるかと思っておりますが、本市には、民間の施設ではございますけれども、先ほど出ました授産施設のひまわりや、更生施設のピュア里川等の民間施設がございます。特にひまわり等につきましては、昨年開所した施設でございまして、定員が30名のところを、現在4名の方の利用がございまして、仮に現在の作業所の方全員が同時に利用するというのも可能な状況になっておりまして、聞く話ですと、利用者の送迎も無料ということで、施設としては利用していただきたいという方向もありますので、そのような利用ができれば、何とか今までどおりの形ができるのかなというふうには思っております。

いずれにしましても、サービスを利用する側の方がどのような判断をされるかということだと思いますが、今後とも、いろんな形では支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 粗大ごみの不法投棄を取り締まるということは非常に難しいのでありますが、先ほど提言いただきましたけれども、里美村におきましては、粗大ごみの回収が無料で行われていたということですが、収集されていたということですが、通常でや

はり400万から700万、年度によっては違いますけれども、1,000万かかったというときもありますので、ごみと不法投棄は因果関係がはっきりしているので、無料の粗大ごみ回収は無理でありますけれども、粗大ごみの収集方法等につきましては検討する必要がありますので、減量推進係で今後検討していきたいと思っております。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 3回目の質問をいたします。5番目の粗大ごみの収集についてですけれども、これについては、500万から、多いときで1,000万と。1,000万というのは、私も決算のときにも質問しておりますけれども、これは粗大ごみ以外、里美地区周辺全部のごみをあのときは集めたということで、これは特別だと思っておりますけれども、私は、やはり市民のモラル、先ほどと同じ……、繰り返しますけれども、やはりモラルを高めていくためにも、まず、例えば里美地区で、業者委託で取りに来ていただいて1,000円とられるわけですね。そうすると、農機具など2台になれば2,000円と。それから、それに清掃センターでの処理費といいますと、本当に多額の負担になると。先ほど、負担がかかるというようなことで、何を検討されるのかということで、金額について助成をするのか、そういう意味も含めて検討するかどうか、お伺いをいたしたいと思っております。

それから、一般競争入札についてですけれども、先ほど部長が拡大ということでしたけれども、私は完全実施と。最終的には完全実施ということになりますけれども、事務量等もありますけれども、やはり比率としては、最終的には一般競争入札に近づけた努力をぜひ行ってほしいと、このように思います。

それから、最後に市長にお聞きいたしたいと思っておりますけれども、企業と自治体というのは、共通する部分もありますし、やはり自治体は自治体としての本旨である福祉、それから暮らし、安全を守るというようなことであるわけですね。例えば生活保護を受けて生きる道が開けたとか、教育にしても、5年、10年してその子の大きな成長を見届けることができるとか、いろいろありますし、企業によっては、あしたすぐにこれだけの利潤が上がるというようなこともありますけれども、やはり行政というのは、人と人とのぬくもりあるつながり、そして、協働での自治組織といいますか、自治体の組織であるわけですね。ですから、違う部分も大きいわけです。そういう部分では、確かに企業のいいところも取り入れながら、やはり自治体が自治体らしく、しっかり運営できるよう、そのかじ取りをお願いいたしたいと思っております。それについて、決意のほどをいただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 先ほど、人の、職員のやる気という観点から、そのことは先ほど答弁を申し上げましたとおり、自治体においても企業においても変わりはないと私は思います。そして、自治体と企業との違いというのは、先ほどのるる申し上げました中にもございますが、企業

は、自分の勝手に、事業は切り捨てたりやったりしていくわけですが、自治体というのはそうじゃなしに、弱者という言葉はあまり使いたくありませんけれども、そういう方に対して手を差し伸べるということは、利益とかそういうことには関係のない分野の話でありまして、事業自体は、そういうことで企業と自治体は違います。しかし、働く人のやる気、意欲、さらには、そこで仕事を通じて達成感、生きがいということは、企業も自治体も変わらないと思っております。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 3回目で、何を検討するのかというご質問をいただきましたが、収集方法でございまして、拠点整備など、集積の場所について検討させていただきます。お金は検討しない現状のままでございます。

議長（高木将君） 以上で、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、3月20日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時38分散会